

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開 (二)

——福岡県を事例として——

西 村 卓

- 一、はじめに
- 二、県勸業費の変遷
- 三、県勸業課の沿革と事蹟
- 四、勸業料の設置と勸業大小集会 (以上第三七卷第三・四号所収)
- 五、勸業通信委員制度 (以下本号)
- 六、勸業諮問会・勸業会・勸業委員
- 七、郡区一村における勸業機構の形成と展開
- 八、おわりに

五、勸業通信委員制度

福岡県における勸業通信委員制度は、明治十一年の「農事通報仮規則」により制度化された。これは、直接には政府勸業局の明治十年十一月頒布の「府県通信仮規則」⁽¹⁾にもとざいたものであり、「府県庁ニ於テハ常ニ其管下農事ノ

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開 (二) (西村 卓)

景況ト該庁勸農事務ノ本末ヲ記載シテ、之ヲ勸農局ニ通信⁽²⁾する必要性からのものであった。以下に「農事通報仮規則」をかかげる。

農事通報仮規則

第一則

県庁第二課ト郡区役所トノ間ニ於、時々通報質問ノ便ヲ開キ、勸農事務ノ氣脈ヲシテ相聯絡セシムル事ヲ要ス。

第二則

郡区役所ニ於テハ、常ニ其部内農事及勸業上諸般ノ景況ヲ記載シテ、第二課ニ通信スヘシ。

第三則

第二課ニ於テハ、第二則通信中ノ要件ヲ撰ヒ、或ハ之ニ本課ノ意見ヲ加エ、又ハ農業其他勸業上ノ参考トナルヘキ内外ノ雜事雜説ヲ附記シテ、之ヲ郡区役所ニ報道スヘシ。

第四則

通報ノ部ヲ分ツテ、臨事報・月報ノ二種トナス。

第五則

臨時報トハ、事ノ重大又ハ急遽ニ係ルモノヲ云フ。其事項ハ左ノ類ニ照準スヘシ。

一 氣候節ヲ失ヒ、冷熱俄カニ至リ、或ハ風雨水旱等ノ災ニヨリテ農産ヲ害シ、農業ヲ妨クルノ類。

譬ハ、寒暑ノ節ヲ失ヒ、穀類或ハ菓実並蚕等其災ニ罹リ、又ハ暴風大旱等ニテ諸農産其妨害ヲ受ケ、損失ニ関

スヘク見込ム等ノ類。

二 植物の虫害、或ハ家畜伝染病ノ徴候アル類。

譬へハ、稲虫等ノ如キ、其他植物類ニ虫害ヲ生シ、追々近村へ蔓延スルカ、又ハ牛馬鶏其他飼養鳥獸類ニ病氣アル等ノ類。

第六則

月報トハ、事急遽ニ係ラサルモノ、一月或二月分ヲ束ネテ一時ニ報道スヘシ。其項ハ左ノ件ニ照準スヘシ。

一 一部ノ農作ノ豊凶、或ハ人民ニ試験セシムル農産生長ノ景況、及ヒ後來其地ニ適シテ民益トナルヘキヤ否ノ意見。譬へハ、田島諸作蒔キ付ヨリ収穫迄生長ノ模様、又ハ人民ニ試験セシメタル水撰法稲作及各種植物生長ノ様子等ノ類。

二 有益ノ種子苗木類ヲ部内ニ頒布スル事。

何郡何村何ノ某へ何程分チ与へタル事ヲ書出セル事。

三 山野ヲ開キ、廃田ヲ興シ、新ニ物産ヲ繁殖スル類。

山野或ハ荒タル田島ヲ起シ、又ハ海辺河辺ノ寄洲ヲ開キ、楮桑ヲ植付スル類。

四 耕作ノ方法ヲ改良シ、或ハ農具ヲ改製シテ、労費ヲ省ク類。

譬へ、田島ノ作り土浅キ所ハ深く起シ、作り土ノ漸々多キ様ニシ、或ハ鋤鍬等便利ナルニ改メ、紐摺リ白ニ土白ヲ用ユルヨリ木白ヲ用ユル方便利ナル歟、其仕事ノヨク運フ等ノ類。

五 従来粗悪ナリシ物産ノ品位ヲ進メ、随テ産出ヲ増加セシ事。

譬へハ、山茶ノ製法ヲ改メテ良キ茶ニナシ、一斤十五錢ノモノハ三十錢ニモナル様ニナシ、或ハ黒砂糖ヲ白砂糖ニ製シテ其品ノ代価ヲ増シ、而テ多分ニ出来ル様ニスル類。

六 農業上ニ於テ人民新ニ一種ノ營業ヲ興セシ事。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一) (西村 卓)

七 譬へハ、苧ヲ作りテ卷キ苧ヲ製シ、或ハ養蚕ヲナシ、新工夫ノ織リ物ヲナスカ如キ類。
従来棄テ顧ミサル山野ノ遺利ヲ拾ヒテ有益ノ物産ヲ興セシ事。

譬へハ、雁皮・三ツ股ノ深山ニ在ルヲ穿鑿シテ、製紙の用ニ充テ、或ハ山中ニアル天然生ノ桑葉ヲ採リ、土民へ養蚕ノ事ヲ教諭スルカ如キ類。

八 農業及ヒ諸職業上ニ関スル男女生徒ヲ教育スル方法ノ事。

譬へハ、耕作ナリ、養蚕ナリ、織機ナリ、製茶ナリ、紙漉ナリ、大工ナリ、左官ナリ、惣テ諸職業上ニ弟子ヲトリ、現場教育スル処ノ方法ノ類。

九 養蚕・牧畜ノ景況。

養蚕成育及ヒ豊凶ノ模様、牧畜亦同様ナリ。

十 農業或ハ諸職業上便宜ノ機械ヲ用ヒ、又ハ水力・火力・牛馬力等ニヨリテ大ニ勞費ヲ節減セル事。

譬へハ、河流ノアル所ニハ水車ヲ起シ、田地ノ用水ヲ取ルニ「ポンプ」ヲ用ヒ、其費用ノ少クシテ仕事ノ能運フノ類。

十一 農産其他諸職業上ヨリ製出スル物品展覽会ヲ開キ、或ハ競市場ヲ設ケ、各業進歩ヲ鼓舞スル方法ノ事。

各人民ニテ作ル所一切ノ物品ヲ一場ニ集メ、其ヨキトアシキヲ比較へ、其上手ニナラン事ヲ工夫シ、互ニ其品ヲ交易或ハ売買スルノ便利ヲ廣ク開キ、漸々之ヲハケマサシメン事ヲ工夫スル事。

十二 農業及ヒ勸業上ニ関スル著書・論説ノ事。

譬へハ、田一反ニ付米八九俵モ出来ル地味ナルモ、水利ナキヨリ収獲減シテ四五俵モ出来兼スヘキ処ニ、水利ヲ与ヘル等ノ工夫シタル書付、又ハ諸作物植立等ヲ改良シ、其成跡アルモノハ、之ヲ書ニ著ス等ノ類。

十三 現時海外輸入品ニ代用スヘキ物産ノ繁殖、或ハ新ニ輸出シテ外国需用ノ適否ヲ試ミル事。

譬ヘハ、「綿ヲヲネル」「メリヤス」等ヲ織立、肌着ニ用ヒ、敷物・靴等ヲ製シ、舶来品ノ代用ニナシ、又ハ米穀・晒蠟・干鮑・煎海鼠・紙類ヲ輸出シ、外国人之ヲ好ムヤ好マサルヤヲ試ミル等ノ類。

十四 諸植物類ノ肥料其土地ニ適否ヲ聞知シタル事。

譬ヘハ、其郡村ノ地質何々ニテ、田肥ニハ何品ヲ用ヒ、畑ニハ何品ヲ用ユルニ適スル等、研究スルノ類。

第七則

凡ソ通報書ハ勉メテ平易ノ文ヲ用ヒ、虚飾失実ノ弊ナキヲ要ス。其利害得失ニ関スルモノハ最モ注意スヘシ。

第八則

第二課ニ於テハ、此ノ報道ヲ檢シテ事実明瞭ナラサルカ、或ハ疑岐アリテ之ヲ質問スルトキハ、郡区役所ニ於テ速カニ其質問ニ応スヘシ。

第九則

郡区役所ニ於テハ、農業及勸業上ノ疑岐ヲ質問セントスルトキハ、其事由ヲ詳録シテ第二課ニ報道スヘシ。本課ニ於テハ、直ニ之カ答弁ヲナスヘシ。

第十則

前条ノ場合ニ於テ、第二課ノ了解シ難キ事項ハ、之ヲ主省若クハ有名ナル老練者等ニ質シテ、其事実ヲ査究スルハ本課其任ニ当ルヘシ。

第十一則

前掲報道ノ外、第二課ニ於テ一種ノ問題ヲ設ケテ質問スルトキハ、問題ノ主義ニヨリ、速ニ答弁書ヲ差出スヘシ。

第十二則

報道中筆力ヲ以テ悉シ難キ事件ハ、主任者出庁ノ上之ヲ口演ニ付スヘシ。

第十三則

各地方言等ノ一般ニ解読シ難キモノ、或ハ草木等各地称呼ヲ殊ニスル類ハ、何レモ傍訓ヲ施シ、或ハ註ヲ加エテ了解シ易カラシムル様注意スヘシ。

十一年乙第百六十七号増補

第十四則

郡区ニ於テハ、勸業主務書記ノ内ニ於テ通信委員ヲ置、予テ其姓名ヲ第二課ニ届置クヘシ。

同『規則』第一則にみられるように、この時点での通信制度は、県庁第二課(勸業科)と郡区役所との相互単線的なものにとどまっていた。通信内容は、郡区役所部内の農事と勸業上諸般の景況であり(第二則)、それを月報と臨時報とに分けた(第四則)。郡区においてこの通信の任に勸業主務書記をあてるものとした(第一四則)。

この規則により設置された通信制度は、明治十二年に到り「漸ク多忙ニ属シタリ。抑管内各地通信委員ヲ設立スルモ、各地方通信稀ニシテ臨時報・月報・年報ト区別スル煩雜ニ堪エサルヲ以テ、臨時報・年報ノ両報ト仮定スルニ、各地方ノ通信稍密ナルヲ以テ、本年十月月報ヲ編成シ、爾後月報・臨時報ノ区域ヲ立テタリ。然リト雖トモ、本局(勸農局―注西村)通信ノ如キハ未タ月報ノ挙ヲ為サズ。是レ纂集スヘキ材料ノ乏シキニ依ルナリ」という状況であった。すなわち通信規則にみる臨時報・月報・年報『仮規則』にはない)の区別の混乱から、臨時報・年報の両報に仮定し、それにもとずき明治十二年十月に勸業月報の編成にこぎつけ、以降『仮規則』通りの月報・臨時報の二つに区分する事になった。しかし勸農局への月報は通信材料の乏しい事から、いまだ行なわれていない事を知る。

第一回月報の年月は前述のように明治十二年十月とあるが、今の所未見である。明治十三年以降は「各郡区ノ勸業掛ヲ廢シタルノ余波ト、農商務省新置後諮問會員ノ組織完結セザル等ノ事故有テ、通信ノ順序稍ヤ絶ヘントスルノミナラズ、課務執筆且第二回博覽会ノ為メ課員ヲ欠ク久シ」という事から、明治十四年は第一〇回から第十三回（自ら明治十三年十二月まで九回を重ねる事を知る）の刊行にとどまっている。明治十五年は第一四回から第二二回の九回刊行となり、同十六年は第二三回から第三十一回までの九回刊行、同十七年以降は毎月刊行という形をとる事になる。⁽⁵⁾「臨時報」は各年随時刊行されており、明治十四年までは五〇回、明治十五年には第五一回から第五七回が刊行されている。

明治十一年段階での同制度は、前述のように県庁第二課と郡区役所との通信に限定され（勸業掛による県庁第二課との直接的な往答の道もあつたが、これは副次的なものであつた）、⁽⁶⁾通信委員自体も勸業主務部書記がそれにあたり、郡区役所への報告及び質問答弁を勸業掛が兼ねる事になつてゐるに過ぎず、⁽⁶⁾独自の通信員を設置するまでには到つていない。明治十四年にはそれを設置しようとするが、「猶篤志ヲ撰ヒ純粹通信委員ヲ設ケントシテ未ダナラス」という状況であつた。しかし明治十五年には「客年以來自費通信委員ヲ設置セン事ヲ務メ、各郡区五名以下ノ配置稍ヤ其ノ人物ヲ得タリ」とする郡区段階での独自の動きをうけて、同年末開催された勸業会（勸業大小集会の廃止により県勸業当局が独自に開催した勸業大会を指す）において次の「勸業通信仮規則」⁽⁶⁾が制定されたのである。

勸業通信仮規則

第一則

農工商ノ氣脈ヲ快通ナラシムルハ勸業上ノ要務タリ。故ニ勸業課ト各郡区通信委員ノ間ニ通信規則ヲ設ケ、該通信ヲシテ便ナラシムルヲ要ス。

第二則

郡区通信委員ヲ分テ二類トス。郡区役所通信委員ハ主任書記ヲ以テ之レニ充テ、郡区通信委員ハ篤志者ヲ撰ヒ委嘱スルモノトス。

第三則

通信ノ要領ヲ分テ農工商ノ三部トシ、其通信ノ規程ヲ區別シ、臨時報・月報・年報及ヒ質問応答ノ四種トス。

第四則

臨時報トハ、三業上急遽ニ係リ、且下ニ利害得失ノ生スルモノヲ迅速報道スルモノヲ云フ。月報トハ、同上事件ニ付急ヲ要セザルモノハ可成其翌月ニ至リ報道スルモノヲ云フ。年報トハ、勸業ノ事務一年間ノ経歴ヲ統ヘ、其翌年ノ初ニ至リ勸業課ト郡区役所ノ間ニ報道スルモノヲ云フ。質問応答トハ、三業奨励上ニツキ経画及ヒ方法等、互ニ質問応答スルモノヲ云フ。

第五則

第二則中三種ノ報道ニ係ルモノハ、大略左ノ項目ノ如シ。

農ノ部

- 一 氣候節ヲ失ヒ冷熱俄ニ変リ、或ハ風雨水旱等ノ異常ニヨリ農産ヲ害シ農業ヲ妨クルノ類。
- 二 植物ノ虫害或ハ家畜伝染病等異常ノ徴候アル類。
右二項ノ如キハ、事迅速ヲ要スルモノナレハ、臨時報ニ属ス。
- 三 農産播種済ノ期○農産生立ノ景況○農産成熟ノ景況○農産收穫ノ歩、通前年比較以上ノ景況ハ、多作スルモノヲ主トス○農産試作ノ景況○農産改良法実施及ヒ撰種等ノ類○山林栽培ノ実況及其方法。

- 四 天氣風雨寒暖ノ順不順等ノ概況。
 - 五 植物虫害及ヒ家畜伝染病蔓延及消滅等ノ景況。
 - 六 農具改良及ヒ新規發明等ノ類。
 - 七 魚貝海藻捕獲及ヒ漁具改良發明又ハ乾腊法等ノ景況
 - 八 肥料ノ功驗及ヒ培養ノ良法等試驗ノ景況。
 - 九 治水修路及ヒ開墾等、新ニ農業上ノ便益ヲ開キシ類。
 - 十 郡区又ハ部落農談会及共進会・山林会ノ類ヲ設ケ、農事ノ改進ヲ図ル等ノ類。
 - 十一 蚕兒發生及ヒ成繭豊凶ノ景況。
 - 十二 養蚕組合生徒養成及製糸ノ景況。
 - 十三 牧場設置及牛馬蓄息ノ景況。
右十項ハ多ク月報ニ属スト雖モ、緩急ヲ図リ時期ヲ後レサルヲ要ス。
 - 十四 前十二項ニ関スル著書・論說或ハ經画方法等岐疑ヲ生ズルノ類。
右一項ハ質問応答ニ属スルモノニシテ、互ニ感覺ヲ生スルノ際質問応答セン事ヲ要ス。
- 工之部
- 十五 石炭坑・鋳業・製紙・製蠟・製油・精米・鑄物等、重立タル器械其他会社組合等營業ノ景況。
 - 十六 各工業上大ニ盛衰ス可キ原因兆候有ルノ類。
 - 十七 諸職人組合聯合等ノ方法ヲ設ケ、彼我ノ便ヲ図ル等ノ類。
 - 十八 博多・久留米・柳川・水田・小倉・三奈木・御笠・鵜池等、各織工盛衰之景況。

十九 博多絞・甘木絞等、盛衰之景況。

二十 諸職工等新規ノ便器發明スルノ類。

右六項ノ如キハ、多ク月報ニ屬ス。然トモ、農況ノ如ク月々之ヲ報道スルノ廉少シ故ニ、通信者感覺ノ都度々々之ヲ報シ、而テ一年ヲ二季ニ分チ、六月・十二月ニハ必ス其實況ヲ報道スルヲ要ス。

廿一 前六項ノ工業上ニ関スル著書・論說・経画方法等ニ類スルモノ。

右一項ハ質問応答ニ屬スルモノニシテ、互ニ感覺スルノ際質問応答セン事ヲ要ス。

商之部

廿二 天変地異或ハ時勢ノ変遷等ニヨリ大ニ商業ニ影響シ、物価高低等ノ兆候有ル類。

右一項ハ商業上ノ機会ニ関スルモノニシテ、報告迅速ナルヲ要ス故ニ、臨時報ニ屬スト雖トモ、緩急ヲ図リ月報ニ讓ルモ妨ケナシ。

廿三 各名邑商業盛衰物価高低ノ景況。

廿四 米麦・石炭・蠟・茶・紙、其他本県ノ産製物ニシテ、輸出ニ関スルモノ、商況。

廿五 他府県ヨリ輸入物貨ノ商況。

廿六 銀行及会社ノ事業繁閑ノ景況。

廿七 金融ノ開否及ヒ金利高低ノ景況。

右五項ノ如キハ多ク月報ニ屬ス。然トモ、農況ノ如ク月々之ヲ報道スルノ廉少シ故ニ、通信者ハ感覺ノ都度々々之ヲ報シ、而テ一ケ年ヲ二季ニ分チ、六月・十二月ニハ必ス其實況ヲ報道スルヲ要ス。

廿八 前五項ノ商業上ニ関スル著書・論說・経画方法等ノ類。

右一項ハ質問応答ニ屬スルモノニシテ、互ニ感覺スルノ際質問応答セン事ヲ要ス。

第六則

委嘱通信委員モ固ヨリ第四則ノ順序ニヨル可シト雖モ、事簡短平易ナラザレバ却テ通信ノ本意ヲ失センカ。依テ別ニ委嘱通信委員心得書ヲ作テ通信ニ便ナラシム。

第七則

郡区役所通信委員ハ、第三則・第四則ノ順序ニヨリ、臨時報及ヒ質問応答ハ其時々、月報ハ翌月ニ至リ委嘱通信者ノ報道ト併テ報道ス可シ。年報ハ翌年一月限り報道ス可シ。

第八則

勸業課ハ各通信者ヨリ各種ノ報道ヲ受ケ、一般ニ報告ス可キモノニシテ事急ニ亘ルモノハ臨時之ヲ報告シ、緩ナルモノハ月報ヲ以テ報シ、而テ一年間勸業事業ノ経歴ハ年報ヲ以テ報ス可シ。

但、質問ハ直ニ之ヲ応答シ、又ハ一般ニ報告スル事有ル可シ。

第九則

勸業課刊行ノ月報ハ、本県ノ農況・工況・商況・農学校記事・勸業会記事・山林記事ヲ本トシ、雜報ニハ農務・商務・工務・山林局ノ論説報告、及各府県ノ諸報告ヲ摘録シテ報告ス可シ。

第十則

勸業課刊行ノ月報中質問応答ノ一項ヲ設ケ、各通信者ノ質問ニ応答スルモノト、勸業課ヨリ各通信者ニ質問スルモノヲ登録ス可シ。

第十一則

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(二) (西村 卓)

報道ノ文体ハ可成平易ナルヲ要ス。而テ文意ノ尽シ難キモノハ、図解ヲ以テ之ヲ補ヒ、物名方言等ノ一般ニ解シ難キモノハ、傍訓ヲ付ス可シ。

右之通仮定候事

明治十五年十二月

福岡県

明治十一年の『仮規則』がその通信内容を「農事」のみとしたのに対し、明治十五年の『仮規則』では、農工商とし勧業全般に拡大されている(第一則)。前者の場合明治十年の勧農局の「府県通信仮規則」が「農事」に限定されているのに対応したものである。後者の場合のような拡大は福岡県独自のものであったろう。明治十四年の農商務省創設後、農工商全般に通信内容が拡大するのは、明治十六年十二月の「農商務通信規則」の制定からなのである。しかし工商は第五則の二十及び二十七の但書にみられるように、農事程の通信密度が与えられていない。これは福岡県における当時の産業構造の特質の反映である事は言うまでもない。

通信委員を二種に分けた。一つは郡区役所通信委員で勧業主任郡書記をこれに充て、もう一つは郡区委嘱通信委員で郡区内篤志者(老農的地方名望家)をこれに充てた(第二則)。通信内容を農工商三部として、臨時報・月報・年報・質問応答の四種とした(第三則)。委嘱通信委員には別に『心得書』を作成し、それにもとずき通信を行なうとした(第六則)。勧業課は各通信者より通信を受けた後、一般に報告すべきものを臨時報・月報・年報とに分けて報道するものとし(第八則)、その内月報の記事項目を定めた(第九・一〇則)。

ここにおいて郡区役所を単位に勧業主任郡書記を郡区役所通信委員とし、そのもとに二名から五名の委嘱通信委員を設置し、郡区役所への報告を義務付け、通信の集中化を行ない、他方勧業課はその報道をもとに、臨時報・月報・年報を刊行し、勧業政策の県下全域への普及を行なうという通信機構の整備が完成されたのである。特に郡区委嘱通

第11表 高原謙次郎農事通信

回数	通信年月日	通信内容
第1回	明治18年 1月 7日	気候、麦・菜種の作況
2	3月 6日	気候、麦・菜種の作況
(質問)	3月19日	青梅澁漚・土筆缶詰製法について
3	3月31日	気候、麦・菜種の作況
4	5月 2日	気候、麦・菜種作柄予測、蚕業景況
5	6月初旬	獣医研究会の開催、御笠郡農家同業会の開催
6	6月25日	気候、麦・菜種の収穫、稲の挿秧
7	7月 1日	気候、水利関係
8	7月27日	気候、烈風による農作物被害の状況
9	8月14日	気候、稲の作況、水利関係、粟・大豆の作況
10	8月20日	気候、稲の作況
11	9月 7日	気候、強風による稲作被害の状況
第1回	明治19年 1月 8日	気候、麦の作況、寒水浸法の施行状況
2	2月 2日	気候
3	2月 3日	気候
4	3月25日	気候、麦・藁蓋の作況
5	5月 7日	小麦病害状況
6	5月27日	気候、霖雨による裸麦被害の状況
7	5月31日	養犬に伝染病発生
8	6月21日	気候、降雨甚少による挿秧の困難
9	6月30日	気候、稲挿秧、苗立状況
10	7月 8日	気候、大雨による河川破壊
11	7月17日	気候
12	7月30日	気候、稲作々況、畠作々況
13	8月 9日	螟虫発生、稲作被害拡大の恐れ
14	8月19日	気候、旱魃による稲作状況
15	8月23日	気候
16	9月11日	気候
17	12月10日	気候、連日降雨による麦播種の遅延

(注) ○高原家文書「明治18年分・19年分農事通信」により作成。

信委員の独自の設置は、通信機構の基盤を拡大したものであり、彼らの多くが篤志者(老農的的地方名望家)であつた事を考えれば、通信委員制度という面からも、彼らを勧業政策の担い手として位置付ける事になつたのである。⁽¹⁰⁾

具体的な各通信員からの通信は、各年の『福岡県勧業月報』等を参照してもらいたい。通信委員一人の継続的通信内容としては、今の所当時御笠・那珂・席田郡の勧業主任郡書記であつた高原謙次郎のものを知るだけである。高原は明治十八年から十九年にかけて勧業課に通信したものの控を「明治十八年分・十九年分農事通信」⁽¹¹⁾として残した。その内容を第11表に示した。明治十八年は一回の通信と一回の質問を行なっている。同十九年は一七回に及ぶ。それぞれの通信のうち、月報・臨時報の区別は不明である。兩年ともに気候(気温・降雨・降雪・風・雷等)にはじまり、その諸作物への影響、作柄予測、さらには水利関係、病虫害におよび、特殊的には養犬の伝染病について一件通信がある。以上により通信員制度が十分に機能している事を知る事ができよう。

- (1) 『明治前期勸農事蹟輯録』上巻二九三頁〜二九五頁所収。同『仮規則』にもとずき明治十一年一月より勸農局と府県との間に農事通信が開始された。以降何度かの追補改正を経て、明治十六年十二月に農商工山林にその内容をひろげた「農商務通信規則」(同前三〇〇頁所収)制定につながつて行く。規則上での府県における通信員設置は、明治十年十二月の追補第一九則では「府県ニ於テハ勸農主務属官ノ内ニ於テ通信委員ヲ置」として、まだ勸業課内にとどまっていたが、「内国農事通信規則改正案」(同前、二九七頁〜二九八頁所収)では「府県庁ハ其管内ニ於テ適宜ニ通信員ヲ置」く事とし、「農商務通信規則」でも「通信員ハ各府県ニ於テ適宜相設ケ」る事とし、そのひろがりを持つに到る。
- (2) 「府県通信仮規則」第二則。
- (3) 『福岡県勸業科第二回年報』(明治十二年)所収。
- (4) 『福岡県勸業年報』第四回(明治十四年)所収。
- (5) ちなみに「勸業月報」は第一一三号(明治二十四年三月)をもって廃刊となる。その理由は以下の通りである。「晚近世運の開進ニ従ヒ実業社会ノ趨勢モ亦タ大ニ面目ヲ一新シ、当業者ノ智識・経験・熟練ハ著シク上進発達シ、加フルニ農ニ工ニ商ニ各々専門ノ書籍・雜誌ハ陸續発刊シ、争テ之ヲ購読シ、智識ヲ研磨シ、事業ヲ起シ物産ヲ増スノ材料トナスニ到レリ。此時ニ当リ、毎月一回発行スル勸業月報ノ如キハ、事実或ハ遅緩ニ流ル、ノ歎ナキ能ハス。因リテ勸業月報ハ明治二十三年度限り発行ヲ止メ、之ニ換フルニ時々緊急必要ニ属スルモノハ、福岡日々新

聞、福陵新報及商事新報ノ三紙ニ、『福岡県農工商記事』ノ一欄ヲ設ケ、掲載方ヲ委嘱シ、迅速敏捷ニ報告シテ注意ヲ促シ参考ニ供シ、以テ実業進捗ノ一助ニ補セントス」(『福岡県勸業月報』第一一三號所収「勸業月報廢止ノ理由」より引用)。

(6) 明治十一年一月制定「勸業掛条例」第二章第六條參照、本稿第四節注三所収。

(7) 『福岡県勸業年報』第四回(明治十四年)所収「勸業事業沿革事項表」より引用。

(8) 同前第五回(明治十五年)所収「勸業通信事項」より引用。

(9) 同前所収。

(10) 委嘱通信委員は、明治十六年には福岡区二名、御笠・那珂・唐田郡四名、粕屋郡五名、宗像郡五名、遠賀郡二名、鞍手郡三名、嘉麻・穂波郡五名、上座・下座・夜須郡五名、怡土・志摩・早良郡五名、企救郡五名、京都・仲津郡五名、築城・上毛郡五名、田川郡二名、御井・御原・山本郡三名、山門郡三名、上妻・下妻郡四名、生葉・竹野郡四名であった(『福岡県勸業年報』第六回所収「勸業通信事項」による)。この中には粕屋郡戸原村の長五郎、同郡山田村の國崎三平、同郡和白村の海葉甘藏、鞍手郡山口村の菊池六郎、夜須郡森山村の多田吉助、企救郡言志村の植野仙蔵、上妻郡江口村の益田素平、竹野郡船越村の怡土甚次郎等の老農を多く含んでいた。他には後の石炭礦業家麻生大吉や、小倉の豪商中原嘉左右等を含んでいた。彼らは各地勸業行政上重要な問題(農業を中心として)に精通した文字通り老農的地方名望家層(中原を除いて)としてその指導性を發揮した人物であった。彼らの中には後に郡農会長、村長、県會議員となつて行く人物も少なくないのである。

(11) 福岡県大野城市乙金「高原家文書」二六一。

六、勸業諮問会・勸業会・勸業委員

福岡県においては、明治十一年に勸業掛の設置と共に勸業大小集会の開設が企図され、同十二年春に第一回の勸業大集会が開催されている。しかし明治十三年には県会において勸業掛制度と共に廢止される事になり、県および各郡区で独自の集会和制度を残しながらも、系統だった機構の形成をみるには到らなかつた。⁽¹⁾

明治政府は、勸業政策轉換の象徴とも言うべき農商務省の設置と同時に各府県に第二九号太政官布告として「農商工諮問会規則」⁽²⁾を明治十四年五月二十三日に布告した。しかしこの規則に対する批判が「今ヤ之(農商工諮問会規則一注西村)ヲ全国ニ布告シ、一定ノ法律ヲ以テ諮問会ノ開設ヲ命令シ、其會員ノ旅費・日當ハ之ヲ地方税ヨリ給シ、其

第二章第十八条⁽³⁾ニ在テハ議會ノ費用ハ議員選舉人ノ協議費若クハ其議會区域内ノ協議費ヲ以テ支弁スヘシト決定スルカ如キハ、大ニ干渉ノ嫌ナキ能ハス。蓋シ保護勸奨ハ政府ノ宜シク負担ス可キ所トスルモ、前陳数件ノ如キハ營業者ノ自任ス可キハ勿論ナリ。況ンヤ十一年府県会ノ法律御制定ノ后ハ、地方税ノ収支ハ専ラ該会ノ議定スル所ニ係ルヲ以テ、第廿九号第二条ノ各目假令此会ニ於テ議決シ、其意見ヲ具申スルモ結局其効力薄弱ナルモノト云サルヲ得ス⁽⁴⁾。として時の内務卿松方正義より上申書ノ形で太政大臣三条実美に提出するという形であられた。同様の立場から農商務省内部においても同規則の廃止を求める声⁽⁵⁾が起り、明治十六年二月十九日には農商務卿西郷従道より「實際ニ於テ支弁之廉モ有之候ニ付、此際御廃止相成度⁽⁵⁾」という上申がなされた。

それにより明治十六年四月二十日の元老院會議では、全員一致同規則の廃止が決定され、勸業政策轉換の要点である「間接誘導」の立場から「各地方ノ便宜ニ從ヒ……勸業諮問会並勸業委員ヲ設置スルコトヲ得」という形で太政官達第一三号が布達され、その混乱が収束されたのである⁽⁶⁾。同布達をここにあげる⁽⁷⁾。

第十三号

各地方ノ便宜ニ從ヒ、左ノ条項ニ照準シテ勸業諮問会並勸業委員ヲ設置スルコトヲ得。

第一条 諮問会ハ各府県勸業事務ニ付、府知事・県令ノ諮問ニ備フルモノトス。

第二条 諮問会員ハ、府知事・県令ニ於テハ管内農商工事ニ名望アル者ヲ選テ之ニ充ツ。其人員並処務ノ順序等、總テ府知事・県令適宜之ヲ定ムヘシ。

第三条 諮問会員ノ旅費・日当ハ、地方税中勸業費ヲ以テ支弁ス可シ。

第四条 勸業委員ハ、区町村若クハ聯合区町村ニ於テ勸業ノ事ヲ担任シ、又ハ区郡長戸長ノ諮問ニ備フルモノトス。

第五条 勸業委員ノ人員選舉方法及ヒ処務ノ順序等ハ、区町村会又ハ聯合区町村会ニ於テ之ヲ評定シ、府知事・県令

ノ裁可ヲ受ク可シ。

第六条 区町村若クハ聯合区町村ニ於テ、農業会・商業会・工業会、又ハ農商工ヲ併セタル勸業会其他同業会ヲ設置スルトキハ、勸業委員ヲシテ会員タラシムルコトヲ得。

第七条 府知事・県令ニ於テ、勸業委員ノ設置及ヒ第六条ノ各会設立ヲ必要ト認ムルトキハ、誘導シテ之ヲ設置セシムルコトヲ得。此場合ニハ農商務卿ニ稟議シテ認可ヲ請ク可シ。

第八条 勸業委員ノ旅費・日当及ヒ第六条ノ各会諸費ハ、区町村及ヒ聯合区町村ノ協議費ヲ以テ支弁シ、又ハ關係各業者ニ於テ協議支弁スルコトヲ得。但、有志者ヲ以テ組織スル者ハ此例ニ非ス。

第九条 農商務卿及主務ノ官署ハ、各地方勸業上ノ件ニ付諮問会又ハ第六条各会ノ意見ヲ問フ事アルヘシ。諮問会又ハ第六条ノ各会ハ、勸業上公益ノ件ニ付、農商務卿及ヒ主務ノ官署ニ意見書又ハ報告書ヲ呈スルコトヲ得。

右布達候事。

明治十六年五月十六日

太政大臣 三条 実美

農商務卿 西郷 従道

前文にみられるように各府県における従来の勸業機構の独自性を認めつつ政府―府県―郡区―村を貫ぬいた機構の形成を意図したものであった。これは政府の勸業政策転換の一つの表現であるが、もう一つみおとしてはならない事は、いくつかの府県で先駆的な勸業機構の形成がみられ、その実効的役割を無視し得なかつた事の表現としてみる必要がある。また第二条で「管内農商工事ニ名望アル者ヲ選テ之ニ充ツ」とした事は、その政策的意図には山中永之佑氏に代表されるような論議があるが、本稿の論議の流れの中では、文字通り地方名望家層の勸業的役割を充分に

認識し、彼らにその政策遂行を担わせるための「受け皿」を形成したものと見てあつたと考える。

福岡県においては、この第一三号達をうけて、明治十六年十二月に県布達第七八号として「勸業諮問会規則」が達せられ、同時に「勸業会及勸業委員設置準則」の論達が行なわれた。ここで注意したい事は、県勸業当局が「本県勸業大小集会ノ起リハ……十一年ニアリ。其後漸次進テ本会（勸業諮問会―注西村）トナル。……本年（明治十七年―注西村）中郡区ニ勸業会設置準則ヲ以テ、従来ノ勸業小集会ヲ変更セシムルノ組織トナレリ」と述べているように、勸業諮問会・勸業会を明治十一年開設の勸業大小集会の継続したもの、それに組織的変更を加えたものとして把握している点である。この立場は、本稿第四節でみた勸業掛制度の設置と勸業大小集会設置の政策的意図を継承したものであり、否むしろその政策的意図を政府勸業政策を後楯として一層進め、郡区村段階まで貫ぬこうとしたものであつたと考へる事ができる。明治十六年十二月の「規則」は現在の所未見につき、明治十七年六月の改正の分（『福岡県勸業月報』第三八回、明治十七年七月、所収）を次にあげておく。

勸業諮問会規則

第一章 総則

第一条 本会は明治十六年太政官第十三号布達に基き、勸業上諸般の事件を諮問するを目的とす。

第二条 本会は毎年十一月県庁に於て之を開く。期日は其都度相達す可し。

但、至急を要する事件あるときは臨時会を開くことあるべし。

第三条 本会の会員は行政郡区内に於て各屯員を命すべし。

但、任期は定限なしと雖も、都合により改撰することあるべし。

第四条 会員旅費・日当は別に定むる所の規則に拠り支給す。

第二章 会則

第五条 本会の問題は県令之を発す。

但、会員より建議するときは、三名以上の賛成を得て問題となすことを得。

第六条 会頭は県令之に任し、県令欠席するときは書記官又は課長に於て代理す。

第七条 本会の書記は属官を以て之に充て、兼て庶務を整理せしむ。

第八条 農商務省の官吏・農商工上等会員・勸業課員・郡区長・書記・農学校長及び教員は、員外会員として本会に

列して意見を陳述し、又は建議することを得ると雖、会員三名以上の賛成を得ざれば問題となすことを得ず。

但、可否の数に入るを得ず。

第九条 員外会員は第三条・第四条・第五条但書・第十七条を除くの外は、総て本則に準ず可し。

第十条 本会の説明は属官を以て之に充つ。

但、会員建議の事件に付ては、原議者をして説明せしむるものとす。

第十一条 会場に於ては、総て会頭の指揮に順ふべし。

第十二条 本会の議事は談話の体を用ひ、説の採択は会頭の意見に依る。

但、時宜により会頭の意見を以て起立の法を用ゆることあるべし。

第十三条 本会々員着席の順次は、毎会抽籤を以て之を定む。

但、正会員と員外会員とは、場席を区別し、混同せしむ可らず。

第十四条 会場にありては、総て会員着席の番号を唱ふべし。

第十五条 会員発言せんとするときは、起立して会頭と呼び、其応ずるを待て発言すべし。

第十六条 本会議事の決定は、会頭之を陳告す。

第十七条 会員出席過半数に満たざるときは、当日の議事を開かざるものとす。

第十八条 開会は午前九時、閉会は午後三時とす。

但、会頭の意見により伸縮するを得。

第十九条 会議は傍聴を許すと雖、問題の都合により之を禁することあるべし。

但、傍聴を請ふものは、名刺を書記に出すべし。

第二十条 会員病気等にて欠席するときは、其旨会頭に届出づべし。

第二十一条 本会議事の顛末は、勸業報告に記載し、若くは其他の方法を以て報告すべし。

第二十二条 会議に当りては、人身上に付褒貶毀譽に渉るの発言を禁ず。

第二十三条 開会中時宜により本則に係らず勸業上の懇話会を開くことを得。

勸業会設置準則

第一条 勸業会に於ては、左の事項若くは其他勸業上に付必用事項を談論するを目的とし、聯合区町村(郡区役所一管轄部内に及ぶもの、若くは毎勸業区聯合勸業区内に及ぶもの)に於て、適宜之を設置するを要す。

但、各会の区域は此限に非ず。

- 一 農産改良増殖、其他種芸収獲一切に関する事。
- 一 農用建築・溜池・井堰其他農家経済に関する事。
- 一 肥料補充管理改良の事。

- 一 家畜・家禽・蚕・蜂等の蕃殖改良飼養及管理の事。
- 一 作物及動物諸病の撲滅及予防の事。
- 一 害虫駆除及予防の事。
- 一 山林蕃殖培養及保護の事。
- 一 水産蕃殖改良保護及漁業の事。
- 一 織物製糸等製造物改良増殖、其他工業一切に関する事。
- 一 産物の販路及盛衰の原因、輸出入に関する事。
- 一 諸会社改良に関する事。
- 一 金融に関する事。
- 一 帳合法改良の事。
- 一 道路の開鑿及河川港湾の疎通等、運輸の便否に関する事。
- 一 用悪水路疎通の事。
- 一 農具其他諸器械改良に関する事。
- 一 鉱事業改良に関する事。
- 一 勸業統計表に関する事。
- 一 発明品及商標に関する事。
- 一 勸業上褒賞に関する事。
- 一 町村盛衰の原因を詳にする事。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開（二）（西村 卓）

一 天産人工の古物保存及蒐集等に関する事。

一 博物館・勸工場・博覧会・共進会に関する事。

一 人民就産上に關する諸般の事。

第二条 農業会・商業会・工業会・其他同業会は、各専門の業を談論するを目的とし、聯合区町村（各勸業区若くば聯合勸業区内に及ぶもの）に於て同業者の協同設置するを要す。

合勸業区内に及ぶもの）に於て同業者の協同設置するを要す。

第三条 勸業会の会員は、勸業篤志者又は勸業委員を以て之を組織し、農業会其他の各会は各専門者又は勸業委員を以て組織するを要す。

第四条 勸業会其他各会の費用は、該区町村又は聯合町村費を以て支弁し、又は關係同業者に於て協議支弁することを得。

第五条 勸業会其他各会の会頭は、該会員中に於て相互の投票を以て定むるを要す。

但、時宜により副会頭及幹事等を設くるも本条によるべし。

第六条 勸業会其他各会の決議を以て勸業上一切に関する事件に就ては、該会頭の名を以て本庁若くば郡区役所及戸長役場に建議することを得。

第七条 勸業上一切の事に付ては、本庁若くば郡区役所及戸長役場より諮問することあるべし。

但、諮問案を下付するときは弁明員を派出せしめ、意見を陳述せしむることあるべし。

第八条 勸業会其他各会々員撰挙方法及会則等は、各会之を定め、県令の認可を受くべし。

第九条 勸業会其他各会を開かんとするときは、遅くとも一周間前本庁へ報告すべし。

第十条 勸業会は、其決議の要領を、県庁並其町村一般に報告すべし。

但、一般の公益に関するものと認むるときは、本庁勸業月報等に掲載して、管内に頒つことあるべし。

第十一条 勸業会其他各会は傍聴を許すべし。

勸業委員設置準則

第一条 各行政郡区を適宜聯合町村に区分し、毎区に勸業委員一名を設置するを要す。

第二条 勸業委員は其区域内の公撰を以て之を定め、且予備員の設置あるを要す。

第三条 勸業委員は勸業適信規則の心得あるを要す。

第三條^(四) 勸業委員職務の要項は、左の如し。

- 一 農産改良増殖、其他種芸収獲一切に関する事。
- 一 農用建築・溜池・井堰・其他農家経済に関する事。
- 一 肥料補充の管理改良の事。
- 一 家畜・家禽・蚕・蜂等の蕃殖改良飼養及管理の事。
- 一 作物及動物諸病の撲滅及予防の事。
- 一 虫害駆除及予防の事。
- 一 山林蕃殖培養及保護の事。
- 一 水産蕃殖改良保護及漁業の事。
- 一 織物製糸等製造物改良増殖、其他工業一切に関する事。
- 一 産物の販路及び盛衰の原因、輸出入に関する事。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(二)(西村 卓)

- 一 諸会社改良に関する事。
 - 一 金融に関する事。
 - 一 帳合法改良の事。
 - 一 道路の開鑿及河川港湾の疎通等、運輸の便否に関する事。
 - 一 用悪水路疎通の事。
 - 一 農具其他器械改良に関する事。
 - 一 鉱事業改良に関する事。
 - 一 勸業統計表に関する事。
 - 一 発明品及商標に関する事。
 - 一 勸業上褒賞に関する事。
 - 一 町村盛衰の原因を詳にする事。
 - 一 博物館・勸工場・博覧会・共進会に関する事。
 - 一 天産人工の古物保存又は蒐集等に関する事。
 - 一 人民就産上に關する諸般の事。
- 第五條 勸業委員は所轄郡区長の指揮に従ひ、又は所轄戸長と往復協議し職務を行ふを要す。
- 第六條 勸業委員を設置したるときは、可成相当の給料を支給し、其勞に報酬するを要す。
- 右布達候事

明治十七年六月二十七日

福岡県令 岸 良 俊 介

勸業諮問会は「勸業上諸般の事件を諮問するを目的」とし、「本会の問題は県令之を發す」とし、総則・会則共に會員構成、議論の手順等の規則に終始し、「本会の問題」の具体的規定はみられない。これに対して「勸業会設置準則」「勸業委員設置準則」には前者の論議事項及び後者の職務要項として二四項目が具体的に明記されている。この事は、勸業大集会にみられたように、一つ一つの具体的な農事改良の問題にまで論議が行なわれ、勸業小集会の独自の役割が少なくなっている状態を改め、勸業諮問会を上位機関として位置づけ、下位の勸業会（その他農談会・共進会等の諸会）の開設・奨励・規則制定等に象徴されるように、県勸業政策の遂行のための法制・機構整備に中心を置き、農事改良等の具体的技術的問題を下位の諸会に代替・転嫁させようとするものであった。

勸業会・勸業委員の具体的分析は次節にゆずり、ここでは勸業諮問会に限定して述べたい。そこでまず明治十七年の會員構成をみるために第12表を作成した。

幾人かの略歴不明者を除いて構成人員をみると、農業・林業・漁業・鉄道業・商業・工鉱業等の勸業全般にわたり、且つその地域での重点的勸業の中心に位置する人物が選出されている事が理解できよう。この事は県勸業政策の農商工全般への拡がりと深化の現われであった。これは次にみる諮問会での議題の中にも反映しているのである。¹⁰⁾

明治十七年二月開会

①勸業諮問会規則・勸業会設置・勸業委員設置準則ノ議②郡区勸業区設置ノ議③農学校規則改正ノ議④筑後川水族保護方法ノ議⑤製糸改良委員設置ノ議⑥郡区共進会褒賞ノ議⑦勸業通信規則改正ノ議⑧海陸輸出入調査ノ議⑨粗悪米改良ノ議⑩生糸改良保護ノ議⑪談話問題八件。

明治十七年十二月開会

①事業貯蓄方法ノ議②駅伝取締規則ノ議③漁業組合準則ノ儀④坑業組合準則ノ議⑤牛馬売買取締及牛馬籍調査法⑥

第12表 明治17年勸業諮問会々員構成

郡 区 名	氏 名	略 歴
福 岡 区 同	(2月) 中尾 伊作	M24~M32 博多商業会議所特別議員
	(12月) 下沢善四郎	M17 博多各町聯合會議員、M24 博多商業会議所議員、M22 筑豊興業鉄道株式会社常議員、M23 田川採炭株式会社重役
宗 像 郡 上座・下座・夜須郡 怡土・志摩・早良郡	吉田 峻喜	
	安部 庄作	M16~M22.3 郡区委嘱通信委員
同	(2月) 林 遠里	明治3大老農の1人、寒水浸・土囲い法の発見普及者
	(12月) 堤 小七郎	福岡支会特別会員(大日本農会福岡支会、以下同様)
三 漕 郡	鹿野 淳二	M19 九鉄創立委員、M22 久留米紡績会社役員、福陵新報副社長、M13 蚕業会社厚生社々長
三 池 郡 生葉・竹野郡	石橋新八郎	
	怡土甚次郎	M16~M22.3 郡区委嘱通信委員
京 都 郡 仲 津 郡	末松 恒蔵	福岡支会通常会員
	(2月) 早川 龍蔵	M8~M11 伊方・畑村長、M26~M28 方城村長、M11 県會議員
同	(12月) 矢野 弾三	福岡支会通常会員
粕 屋 郡	(2月) 黒木 太郎	M1~M17 箱崎村庄屋・副戸長・戸長歴任、M18 筑前国第3漁業組合頭取、M23 筑豊漁業組合聯合会総頭取
	(12月) 黒瀬 円吉	粕屋郡南部11町村共有山林常設委員(M10年代か)、M26 県より植林事業功績に対して表彰
遠 賀 郡 同	(2月) 有吉 長平	
	(12月) 高崎源六郎	福岡支会特別会員
嘉 麻 郡 穂 波 郡	篠原和惣次	
	関 運七	醬油業、博多商業会議所議員
御 笠 郡 那 珂 郡 席 田 郡	(2月) 戸田 乾吉	三漕県産物会社等に関係
	(12月) 佐々木信平	
山 門 郡	(2月) 神崎 甚次	
	(12月) 戸次 登	M13 山門郡勸業主任郡書記
上 妻 郡 下 妻 郡	松延 忠次	M19頃 郡区委嘱通信委員、町会・県會議員、M18 茶業組合取締所頭取、M19 製紙組合長、九鉄創立委員、南筑花菱株式会社々長
企 救 郡 築 城 郡 上 毛 郡	市岡 清蔵	
	鈴木 事	

(注) ○煩雑になるので参考資料はいちいちあげない。調査にあたり協力いただいた図書館等の名を記して感謝の意にかえたい。福岡県立図書館、福岡県地域史研究所、久留米市民図書館、大牟田市立図書館。

米商取締規則ノ議⑦商業上信用ヲ擴張スル方法如何⑧県下ニ於テ将来誘導ス可キ事業ノ種類方法如何⑨建議四件。
明治十八年六月開会

臨時諮問会開会(後述)。

明治十九年一月開会

①害虫予防規則②蚕糸組合規則③同組合準拠項目④農商工水産諮問々々題(以上諮問々々題)⑤水産製法⑥商売子弟養成
の必用⑦勤勉貯蓄奨励方法(以上談話問題)。

明治二十年三月開会

①農業組合設置手續②商業談話会設置手續③聯合共進会場利用ノ件④勸業委員定期集會ヲ序下ニ開設スル件⑤勸業
委員ヲシテ勸業通信委員ヲ兼シメ且該通信月報ニ期限ヲ定ムル件(以上諮問々々題)⑥通商ヲ奨励スルノ件⑦製紙改良
ノ方法如何⑧鳥獸肉販売者組合設置勸透ノ件⑨商工業者ニ其學術ヲ講究セシムルノ件⑩無産ノ徒ヲシテ産業ニ就カ
シムルノ件⑪各郡区ニ於テ開設スル共進会又ハ品評会及種子交換会等ヲ聯合開設スル件⑫職工徒弟ヲ熟練セシムル
件(以上談話問題)。

これらの議題をみて気付く事は、前述したように勸業大集會での議論が勸業(特に農業)発展の技術的問題まで含め
て、その改良の具体的手順に及んでいるのに対して、諮問会では規則・準則の設定・改正等に重点が置かれ、具体的
な技術上の改良等の論議はあまり行なわれず、勸業行政遂行のための法制・機構整備に中心点が移っている点である。
この事は技術上の改良問題を下位の諸会に代替していった結果なのである。

次に視点をかえて、この勸業諮問会の性格について、明治十八年の臨時諮問会の内容を検討する事からみてみたい。
明治十七、八年は、松方デフレ政策の「効果」が顯著にあらわれた時期であると共に、中下層農民の急速な没落の

時期であり、さらに十八年の凶作がそれに輪をかけ、加速化されていった時期であった。農商務省はこの状況下、明治十八年五月三十日付で「濟急趣意書」を達すると共に、「勤勉・貯蓄」の奨励のため全国の農区に書記官八名を派遣した。本年の同省主催の勸業会は延期・中止となり、各地商工会議所や府県勸業諮問会への「衰頹ニ陥リタル実況如何」の諮問という形で代替されているのである。

福岡県においても「農商務卿ヨリ目下農商工業上非常ノ衰頹ニ陥リタル実況如何ノ問題ヲ諮問スヘキ旨下命ニ付、……本年六月十六日ヨリ同十九日迄四日間、県會議事堂ニ於テ臨時勸業諮問会ヲ開設シ」たのである。会員一七名出席のもと、「衰頹ノ原因・実況・及救治ノ三項ニ付審按懇議、遂ニ報告委員三名ヲ会員中ヨリ撰挙シテ報告書ヲ出セリ」という事になった。

その「報告書」は「実況」として県下における負債高、公売処分高につづいて監獄人の増加、糧食欠乏の有様、麦收穫の概況を述べている。これらを引き起した「原因」として、①諸税中央ニ集マル事多クシテ旧藩政ノ如ク再ヒ地方ニ復セサル事②紙幣消却ノ急劇ナリシ事③上下衣食住生計ノ度ヲ過シタル事、をあげている。更に「救治方法」として①農家ノ恢復ヲ要スル為メ地租ノ百分ノ二ニ軽減セラレタキ事②米価ノ平準ヲ保チ農家ノ便ヲ図ン為メ地租ノ納期ヲ六期ニ回復セラレタキ事③自今紙幣ノ消却ヲ緩ニセラレン事④上下一般勤勉節儉ヲ實際ニ履行スル事⑤興業及物産ノ蓄殖ヲ図ル事、をあげているのである。

政府は各府県諮問会への諮問に対する報告として「濟急趣旨書」に貫ぬかれた論理（勤勉・儉約による衰頹からの脱却）にそったものを期待した事は想像に難くない。しかし「報告書」ではそれらを含みながらも租税政策及び松方デフレ政策批判を前提として、地租軽減・物価安定・デフレ政策転換を「要求」しているのである。これが民権的要求と言わずして何であろうか。

こういった事実を我々はどうのように評価すべきか。勸業諮問会の設置自体に、民権的要求を削ぎ、そのエネルギーを吸収する治安対策的役割が、政府レベルでの意図はともかく、具体的に設置された府県（少なくとも福岡県）では認めがたいという事である。諮問会の「報告書」が勸業的要求を含みながら民権的要求で貫かれられている事自体、その役割は効を奏していないのである。否むしろ福岡県ではそういった政策的意図はまったくなく、「勸業上諸般の事件を諮問する」事を目的とし、勸業篤志家Ⅱ地方名望家による勸業政策の立案とそれを遂行するための一つの機構として設置されたものであり、決して民権的色彩を排除し、治安対策的役割を一方で担わせたという事は言えないのである。その証左がこの明治十八年の臨時諮問会の「報告書」であった。この事は福岡県に限られたものであるか検討の必要があるが、これらの分析を欠いた性格規定は厳にいましめなければならない。

(1) 本稿第四節参照（『経済学雑誌』第三七卷第三・四号所収）。

(2) 『明治前期勸業事蹟輯録』上巻（昭和十四年）、四一九頁〜四二二頁所収。

(3) 第二章は「区及ヒ聯合区町村農商工業談会」に関するもので第一八条は以下の通りである。「談会ノ費用ハ議員選挙人ノ協議費若クハ其談会区域内ノ協議費ヲ以テ支弁スヘシ」。

(4) 松方正義「農商工諮問会規則ノ儀ニ付上申」（同前四二二頁所収）より引用。

(5) 西郷従道「府県農商工諮問会及勸業委員条項之義ニ付上申」（同前四二二頁所収）より引用。

(6) 上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」（『社会経済史学』第四一卷第三号、所収）第五節「間接的勸業政策の展開」、山中永之祐「農商務省の創設と勸業法制―その治安対策的意義について―」（『日本近代国家の法構造』、木鐸社、一九八三年、所収）第一節「農商工諮問会規則」参照。

(7) 『明治前期勸業事蹟輯録』上巻、四二二三頁所収。

(8) 『福岡県勸業年報』第七回（明治十七年）所収「勸業諮問会及各会景況」より引用。

(9) さらにこの内「勸業会設置準則」が明治十八年八月二十四日に改正されている（『福岡県勸業月報』第五一回、明治十八年八月、所収）。

この改正の主な点は、勸業会を行政区区内に設置するとともに、一行政区区内を教部に分け、小部勸業会を設置する事とした点であり、それに

伴ない各章各条」ことに小部勸業会に関する規定が加わっている。

(10) 以下の議題は各年『福岡県勸業年報』所収「勸業諮問会及各会景況」による。

(11) 『福岡県勸業年報』第八回(明治十八年)所収「勸業諮問会及各会景況」より引用。

(12) 同前。

(13) 同前。

七、郡区一村における勸業機構の形成と展開

1、勸業会・勸業委員の設置

明治十年代における各郡区一村での勸業機構の形成と展開は、一定の独自性を保ちながら、県段階での形成と展開に対応していった。勸業掛・勸業大小集会が廃止された明治十三年以降、独自に勸業掛・勸業委員・農事試作人等を設置し、農談会・勸業会等を開催した諸郡(粕屋、宗像、御笠・那珂・席田、嘉麻・穂波、上座・下座・夜須、企救、京都・仲津郡等)⁽¹⁾がみられるが、勸業会・勸業委員の開設・設置がすすむ明治十七年以降には、県一村を貫ぬく機構の中に包摂されながらその整備が行なわれるのである。本項では勸業会・勸業委員の設置に限定して、その意義と役割について考察したい。

明治十六年五月の太政官第一三号達をうけての同年十二月の県布達及び諭達以降、各郡区で勸業会・勸業委員の設置がつづいた。明治十七年には、福岡区、宗像郡、鞍手郡、御笠・那珂・席田郡、御井・御原・山本郡、生葉・竹野郡、嘉麻・穂波郡に勸業会が、上座・下座・夜須郡、三潞郡、京都・仲津郡に勸業談話会が設置された(粕屋、田川、築城・上毛郡は勸業委員の設置がみられる)。明治十八年には、怡土・志摩・早良郡、山門郡、田川郡に設置された。⁽³⁾

勸業会は「農工商の専業を拡張し、物産を増殖せんが為め、勸業に関する業務の便否得失を討論し、及び其改良方

法の順序等を熟議し、併て學術相俟て互の經驗知識を交換し、以て業務の進歩・民産の饒有ならんことを図るもの⁽⁴⁾す」る目的で各行政郡区段階で設置されるが、御笠・那珂・席田郡、田川郡等では、各町村に勸業会を設置、鞍手郡では郡段階での設置と同郡をさらに三区に分けて各々に小勸業会の設置がみられる。上妻・下妻郡では郡勸業会と聯絡協同するものとして戸長役場単位(三二分画)での勸業会の設置がみられる。これは勸業会が町村段階までの拡がりを持って組織されている事を示すものである。通常毎年春秋二回開催され、その他臨時会が開催される場合もある。各郡区での会員構成をみてみると、

御笠・那珂・席田郡—各村勸業会員二四名、戸長五名、郡勸業委員三名、三部聯合會議員三名。

宗像郡—郡勸業委員、町村勸業掛一七名。

鞍手郡—各町村勸業篤志者一名宛。

生業・竹野郡—勸業委員。

田川郡—各町村勸業会員一八名、郡勸業委員二名。

以上である。これらを見ると各郡区でその構成は多様である事がわかる。町村段階で勸業会の設置がみられる郡では、町村勸業会員が郡勸業会の会員になっているが、鞍手郡の場合のように、各町村勸業篤志者を一名宛選出する事によって郡勸業会に町村を直結させる所もある。さらに宗像郡のように従来から町村勸業掛を設置している所では、彼らを会員と位置付けているのである。しかしこれらの多様性は、各郡区で勸業篤志者⁽⁵⁾老農的⁽⁶⁾地方名望家をその担い手としてどのように把握するかの多様性に対応したものであった。

勸業委員は「各行政郡区を適宜聯合町村に区分し、毎区に」一名設置する事とし、勸業会の議題に対応した職務の遂行が求められるのである。それでは県下各郡区では具体的にどのようなように設置されたのであろうか。まず京都・仲津

郡の例をあげる。⁽⁷⁾

勸業委員職務心得

第一条 行政郡ヲ五分シテ勸業区ヲ設ケ、毎区ニ勸業委員一名及ヒ予備員一名ヲ置ク。其区域左ノ如シ。

(中略)

第二条 勸業委員ハ其区域内町村會議員ノ公撰(被撰者ハ其区域内ニ拘ハラス)ヲ以テ之ヲ定メ、郡長ヨリ当撰状ヲ附与スルモノトス。

第三条 勸業委員職務ノ要項ハ左ノ如シ。

(中略、同要項は「勸業委員設置準則」第四条とほぼ同一である)

第四条 勸業委員ハ第三条記載ノ職務要項其他勸業諸般ノ件ヲ実行ノ為メ、時々出張巡回シ勸誘奨励又ハ説明ヲ与フル事ヲ勉ムベシ。

第五条 勸業委員ハ専ラ其勸業区内ノ事務ヲ負担スルハ当然タリト雖トモ、時宜ニ因リ甲区委員ヲシテ乙区へ関涉セシムル事有ルヘシ。

第六条 勸業委員ハ郡長ノ指揮ニ従ヒ、又ハ戸長ト往復協議シ職務ヲ行フヲ要ス。

第七条 勸業委員ハ月俸二円及郡衙ノ指揮ニ因リ出張又ハ巡回シ、宿泊ヲ要シタルトキ、若クハ三里以外ノ地ニ出デタルトキハ、其日数ニ応シ一日金三十銭ノ日当ヲ給ス。

同郡では、五つの勸業区を設定し、各区に一人の勸業委員と一人の予備員を置いた。一勸業区内の町村議員により選出される。選出された彼らは、その職務遂行のため郡長の指揮に従いながら、担当区戸長と密に連絡をとり、担当区内のみならず時宜により他区へも出張巡回し、勸誘奨励を任務とするのである。

次に御笠郡の例をあげて置(8)こう。

御笠郡勸業委員職務心得

第一条 勸業委員は勸業上百般の事件に付郡長の指揮を請け、各村戸長と協議し、郡内民業の開進を図り物産の繁殖を勉むべし。

第二条 勸業委員は春秋二度郡内戸長一部内に於て勸業会を開き、毎会之れが会幹となり、本県及び本郡勸業会に於て評決したる事件及び各村に於て実施すべき事業の利害得失を議定し、着実之れが拡張を勉むべし。

第三条 勸業委員は各村勸業会決議録を蒐録し、之れを郡長に報告すべし。

第四条 勸業委員は俸給を与へず、春秋二度郡内巡回の際、日当日に付金四十錢を支給す。

但、時宜により宿泊を要するときは宿料金拾五錢を給す。

第五条 勸業委員は各村勸業会録事筆耕料として、年中金一円八十錢を支給す。

第六条 勸業委員は筆紙墨料として年中金一円五十錢を支給す。

御笠郡の場合、前述のように各村勸業会が設置されている事から、勸業委員の職務もおのずからそれと密接な関連を持っているのである。各村勸業会を主催し、会幹となり、そこで県諮問会、郡勸業会での方針を伝達、実施奨励、普及する事が求められ、同会での決議録をまとめ、郡長に報告する事が義務付けられるのである。

勸業委員の具体的活動を伝える資料は少ないが、その一端を田川郡の第二区勸業委員であつた伊藤吉衛の『月報』への通信からうかがつてみたい。

○種物薄蒔 世間種物薄蒔の利あることを談ずる者多しと雖共、未だ之を實際に試みるもの鮮きハ甚だ遺憾とする処なり。就中我田川郡の如きハ、山間僻地にして薄蒔の利益を知るもの寡きより、近年此事を試みんと撰種法及肥

料等十分の注意を加へ、田一反歩の種を下に苗床反別凡八歩に付四五升の種籾なりしに、其結果旧慣時付に優る一層なり。依て此理を居村隣村に懇話せしことも屢なりしが、今や一般漸々薄蒔改良に傾きありしも、旧来の慣習一朝之を新法に変ずるを得ず、僅かに十分の一二ないしが、余本年五月田川郡第二区勸業委員の任を受けしより、今一層の改良を施さんものと区内到る処実験上の談話をなしたるに、追々同感者出でゝ⁽¹⁾実験するものあり⁽²⁾。彼は従来から薄蒔実験をくりかえしていた老農であり、明治二十年五月に勸業委員になつてからは、その実験にもとずき区内での談話を活発に行ない、同感者を得てその改良が進みつつある状況を報じている。

もう一つ勸業委員の一例として次の資料をあげておきたい。⁽¹⁾

履歴書

筑前国那珂郡井尻村居住士族

淵上 保

職業 農

- 一、自作高 田式町歩余
畑五反歩

一、該村ハ平垣ノ地ニテ馬耕・牛耕ニテ耕鋤シ、養水ハ流水ヲ以テ養ヒ、稻作・麦作⁽¹⁾兩耗作ノ土地ナリ。

一、稻作ニ付撰種法ハ明治十一年ヨリ寒水浸ヲ試験シ、通常浸ニ優ルヲ覚エ、以後寒水浸ニ改良シ、現時ハ総テ寒水浸ヲ主トス。

一、畑作ハ麦・粟・豆類・大根・蕎麦、其他種々収穫ス。

一、明治十二年ヨリ同十七年迄、御笠・那珂・席田三郡聯合會議員ニ当撰セラル。

一、明治十四年、御笠・那珂・席田三郡勸業会々員ニ撰挙セラル。

一、明治十四年二月、県会議員ニ公撰セラル。同十五年辞職ス。

一、明治十五年、御笠・那珂・席田三郡米種・蘭生糸共進会審査委員拜命、同十八年迄第四回勤務。(ノヤリ)

一、明治十四年、那珂・席田両郡議事堂兼高等小学校新築委員ニ当撰。

一、明治十七年九月、三郡聯合会議員ノ互撰ニ依リ、御笠・那珂・席田三郡教育会々員ニ当撰ヲ得ル。

一、明治十七年九月ヨリ、那珂・席田両郡勸業委員奉職在務中。

一、明治十八年、福岡県々立農学校老農会ニ出席ス。

一、明治十八年、福岡県立農学校ヨリ稲種塩水撰法ヲ以テ稲作試験ノ依頼ヲ受ケ試験ス。

一、明治十九年、福岡県勸業会々員ニ公撰ヲ得テ出席ス。

右之道ニ候也。

明治十九年三月

淵上

保^⑩

この資料は、林遠里が石川県より依頼を受けて派遣する実業教師の人選をする際に、遠里の手に送付されて来た履歴書である。これによると那珂郡井尻村居住の淵上保は、那珂・席田両郡の勸業委員であり、聯合会議員、勸業会々員、県会議員、さらに教育会々員等を歴任し、共進会において審査委員となっている。且つ寒水浸に精通し、農学校より塩水選法の試験依頼をうける程の農事改良に熱心な老農であり、二町五反歩程の田畑を自作する手作地主であった。以上の例から、彼らの社会的・経済的地位及び役割の一端をうかがう事ができる。文字通り老農的地方名望家そのものであった。

次にいくつかの勸業会の具体的議題をみる事から、同会の役割を確定したい。

明治十七年五月鞍手郡では、①種物交換場設置之議②牛馬売買取締法之議③里道作道開拓之件④民林を栽培蕃茂せ

しむるの議⑤植樹培養之議⑥養蚕奨励の件⑦農談会開設奨励の件⑧固有物産改良の件⑨牛馬蕃殖并に管理法改良の件⑩糶摺器械改良の件、であった。明治十八年四月の御笠・那珂・席田郡の例をあげれば次のようである。⁽¹⁴⁾①御笠・那珂・席田三郡聯合勸業会々則②川浚夫役ヲ起スノ議③水源堤備山取締方法ノ議④民林取締方法ノ議⑤事業貯蓄方法ノ議⑥種物交換ノ議⑦米藪生糸共進会ノ議⑧稻種改良ノ議⑨蚕業拡張ノ議⑩部内三郡ニ於テ将来奨励スベキ事業並其方法如何ノ議⑪草木成熟ノ理ヲ知リテ培養ノ方法ヲ精究スルハ農業上簡要ノ話⑫魚肉肥料ノ話⑬油粕肥用法ノ談⑭酒精用法ノ談⑮鶏採用法ノ談⑯煙草ヲ作ルノ談⑰鯉魚ヲ作ル簡易法ノ談⑱馬鈴薯ヲ作ルノ談⑲凶年ニ播種スベキ菜類ノ話⑳勸業委員ニ諸作試験掛リヲ兼ネシムルノ議㉑水産取締ノ方法ヲ設クベキ否ノ諮問、以上である。

これらの議題は「勸業会設置準則」に即したものである事は言うまでもない。ここで確認できる事は、第六節で検討したように、「技術上の改良」問題が、この勸業会で実際に具体的に論議されている事である。しかしそれにとどまらず鞍手郡の①⑦、御笠・那珂・席田郡の⑥⑦等に見られるように、県勸業機構の中間機構として、より下位の諸会の開設のための規則等も論議されている点である。この点に郡区勸業会の性格の一つをみてとる必要がある。

2、農談会

福岡県下での農談会の嚆矢とも言うべきものは、県段階では明治十二年の第一回勸業大集会であった。郡区―村段階では、これ以前に鞍手郡で明治十年に勸業会が開催された⁽¹⁵⁾以外、他の諸郡区で開催された様子はなく、明治十一年の勸業掛の設置、勸業大小集會開催心得の制定が一つの契機となったと考えられる。まず『福岡県勸業年報』各回所収の「勸業事蹟表」の内「勸業大小集會」の項から明治十年代における県段階での流れを概観しておこう。

明治四〇八年―(記載なし)。

同九〇十一年一月勸業掛設置ニ始マル。

同十一年上期―大会春秋、小会一國限り四期開設。十三年勸業掛廃止ニ休ム。村落農談会起ル。
同十四年上期

同十四年中―十四年中各郡農談会モ稍ヤ止マントスルモ、豊前地方ハ之ヲ維持ス。

同十五年中―農談会豊前悉ク、筑前三四郡、筑後一二郡猶起ル。本年末ニ於テ庁下ニ於テ勸業大会ヲ開ク。

同十六年中―本年五月本庁ニ於テ勸業会ヲ開ク。郡ニ於テ農会等ヲ開クモノ六七郡アリ。

同十七年中―太政官第十三号ニヨリ勸業諮問会ヲ二月・十二月ノ兩度ニ開會。各郡ニハ勸業会・農談会其他会ヲ開ク。全般ノ半ニ至ル。

同十八年中―本年六月臨時勸業諮問会ヲ庁下ニ開設ス。各郡ニ勸業会・集談会等起ルモノ十二、又郡ニヨリ小部
(金鹿カ)
勸業・小部農談会ヲ開設スル処アリ。

同十九年中―勸業諮問会ハ本年一月開設セリ。又各郡ニ開ク処ノ勸業会・農談会等ハ、三十有餘ニシテ、漸次勸業ノ普及セルヲ見ルニ到ラントス。

同二十年中―勸業諮問会ハ本年三月共進会(館カ)ニ開設セリ。又各郡勸業会・農談会及勸業集談会等ハ、年一年其開會ノ度数ヲ増シ、農業上ニ関スル振起改良法ニ付、談論・講究セリ。

明治十一年上期から同十四年上期にかけて「村落農談会起ル」となっている。勸業掛・勸業大小集會が廃止され、明治十七年の勸業諮問会・勸業会の開設までの時期は「各郡農談会モ稍ヤ止マントスル」状況の中で、豊前地方全域及び筑前地方三四郡、筑後地方一二郡で農談会が開設されている。明治十七年以降、勸業機構の再編に伴ない「各郡ニハ勸業会・農談会其他会ヲ開ク。全般ノ半ニ至ル」迄になり、明治十九年には「各郡ニ開ク処ノ勸業会・農談会等ハ、三十有餘」にまでなり、明治二十年には「各郡勸業会・農談会及勸業集談会等ハ、年一年其開會ノ度数ヲ増」す

事となった。

明治十三年秋までの各郡区農談会の開催状況については『明治十三年福岡県秋期勸業大集会決議録』⁽¹⁶⁾にその一端をうかがう事ができる。明治十二年秋期勸業大集会で県下での農談会の開設促進の決議が行なわれ、それにもとずき各郡で開設され始める。明治十三年秋の段階までは「該会（農談会―注西村）ヲ開クノ件ハ、当春（明治十三年春―注西村）大集会后ニ至リ届出シモノ少ナシトセス。然レトモ二三郡ヨリ未タ届出テザルアリテ少シク遺憾ナシトセス。然リト雖トモ、不日開申アルベキハ疑フベカラザルカ故ニ、一般舉行スルニ至ルベシ。希クバ各郡一層ノ励精ヲ以テ、駸々興起アラン事ヲ」という状況であった。具体的には諸郡では次のようであった。

怡土・志摩・早良郡―郡内勸業会ノ件ハ、戸長勸業懇談会・試作人農談会・町村農民会ト三団ノ勸業会ヲ設ケ、本年（明治十三年―注西村）五月第一回開会セリ。⁽¹⁸⁾

御笠・那珂・席田郡―部内ヲ勸業十二区トシ、春（明治十三年春―注西村）来農談会ヲ開キ、一区毎ニ会長名ヲ置キ、コレニ勸業主任郡書記出張開会ス。⁽¹⁹⁾

粕屋郡―本郡農談会ハ最寄村々ヲ数村聯合セシメ、該会ヲ十組トシ開設セシメシナレトモ、聊不便ノ村々有リ。依テ本年（明治十三年―注西村）七月該会組合ヲ十一組トナセリ。⁽²⁰⁾

遠賀郡―農談会ノ方法曾テ届出ニ及ヒタル如ク、本年（明治十三年―注西村）二月ニ創立スルト雖、日尚浅ク未タ充分ノ進歩ニ不達レトモ、漸次隆盛ニ至ルハ期スヘシ。⁽²¹⁾

宗像郡―既ニ当春（明治十三年春―注西村）農談会ニ決議シテ、稲麦綿作ノ改良、諸種苗交換所設置、及ヒ良種苗他ヨリ取寄等、夫々順序ヲ立テ実施している。⁽²²⁾

嘉麻・穂波郡―勸業小集会ノ儀、御達ニヨリ従来設置セル勸農大・小会法ヲ改メ、勸業小集会・農談会ノ二類トナ

シ、小集会ハ既ニ県庁ノ裁定ヲ得タリ。因テ農談会法……相設ケ勸業組合町村ノ聯合会ヘ附議セリ。⁽²³⁾

京都・仲津郡―農談会ノ事、是ハ客年(明治十二年―注西村)秋季勸業大集会ノ決議ニヨリ、各村勸業試験人及ヒ戸長ヲ会長トシ、四月・九月ノ兩期ニ之レヲ開設シタリ。⁽²⁴⁾

明治十四年以降は、勸業掛・勸業大小集会の廃止により、郡村段階では独自の動きを示している。いくつかの例をあげて置こう。

明治十四年において粘屋郡では次のような体制をとった。「小集会ヲ廃シ、郡中ヲ十一ニ区分シ、之ヲ農談会ノ組合トシ、各組合毎ニ一名ノ勸業掛ヲ置キ、一名ニ付年給金拾五円宛ヲ給シ、時々右勸業掛ヲ集会シ、郡役所ノ見付及勸業掛ノ見付ヲ以テ勸業上凡百ノ事ヲ議シ、其決スル処ヲ勸業掛ハ銘々ノ組合ニ談議シ、実施シテ、其景況ヲ報道スルノ方法ナリ」⁽²⁵⁾。即ち郡中を一一区に分け、それぞれを農談会の単位とし、一区ごとに勸業掛を設置、彼らを媒介して農事改良を実施しようというものである。また勸業懇談会が開催され、「種籾穂先三分撰ノ事」「種物交換ノ事」「綿種購求ノ事」⁽²⁶⁾が議決されている。

宗像郡では新たに一名勸業掛を設置し、「農業上及其他諸業ノ改良殖産ノ事ニ注意シ、時々郡中各村ヲ巡回シ、各事業者に親接シテ、改良ノ方法ヲ懇切教示」⁽²⁷⁾せしめるものとした。さらに町村段階で各々一名の勸業方を置き、彼らをして「農業改良殖産ニ注意シ、諸種ヲ常ニ試作シ、地味ニ応否其有益ノ多少等、戸長ヲ経テ勸業掛リ及村民へ通知スルモノト」⁽²⁸⁾したのである。また各村およそ二〇〜三〇戸を単位として農事共励組合を設置し、組合ごとに農伍長を置き、勸業掛、勸業方からの教示を組合内に徹底させる任務を与えた。勸業諸会としては、勸業会を開設し、その下に農談会、種子交換会が、勸業掛、勸業方等の出席をうけて開催された。⁽²⁹⁾

企救郡では会員四二二名をつのり、農談会法を改正し、そのもとで八月に初めて同会を開催した。同郡では、農談

会を大小二つに分け、大農談会を一年に二度、小農談会を二ヶ月に一度開催する事とした。大農談会は全郡を八組に分け、各組ごと春秋二回開催、会員数を大村四名、中村三名、小村二名とし、勸業委員を以って会主として、会員は大農談会の会員を以てした。⁽³⁰⁾

明治十五年には、御井・御原・山本郡で三郡農談会規則が制定され、「各部落盛ニ行レ、大ニ農業進歩ノ勢ヲ顕セリ」というものであった。その規則によれば会期は春秋二回とし、「各自経験シタル耕耘播種等ノ良否ヲ説話」⁽³¹⁾するものであった。

県下での農談会は種物交換会や各種共進会・品評会と共に、これ以降も下からの農事改良の根強い要請を背景として、村段階まで下がって裾野広く開設されて行くのである。その例を企救郡にとってみよう。同郡では前述のように明治十四年に独自に大農談会―小農談会の開設を行なっているが、明治十九年にはその再編を行ない、全郡を九組に分け、それぞれ農談会を春秋両期開設した。さらに従来から開設されていた小農談会を充実させるため同年に「小農談会々則」⁽³²⁾を新たに制定した。

小農談会々則

第一条 小農談会ハ村内農業上利害ニ関スル事ヲ談話シ、該談決セシ者ハ必ス実施スルモノトス。

但、開会五日前、本郡勸業委員ニ通知スルモノトス。

第二条 小農談会ハ各村ニ於テ必ス設置スルモノトス。

第三条 会員ハ村内現住ノ者ニシテ農業ニ従事スルモノ及ヒ有志者ヲ以テ之ニ充ツ。

第四条 開会各村ノ便宜ヲ以テ年中二回以上開設スルモノトス。

第五条 本会ノ談話項目予メ左ニ極ムルト雖トモ、勸業会・農談会等ニ於テ談決セシモノ及勸業事件ニ付テ会員ノ

意見アル所ヲ懇話スルモノトス。

第一項 穀類・野菜及樹木其他資益アルモノ、諸植物繁殖ヲ謀ル事。

第二項 米穀改良ノ方法ニ関スル事。

第三項 農具其他諸器械ノ改良ヲ謀ル事。

第四項 養蚕製糸ノ改良ヲ謀ル事。

第五項 桑茶培養ノ改良ヲ謀ル事。

第六項 肥料ノ改良ヲ謀ル事。

第七項 諸植物ヲ害スル虫・鳥類予防法ニ関スル事。

第八項 山林或ハ養水ノ利害ニ関スル事。

第九項 勤勉貯蓄ノ増殖方法ニ関スル事。

第十項 前各項ノ外、農事ニ関スル必要ノ件。

第六條 本会ノ準備及開会日限報告等ハ、会頭及ヒ用掛申合セ取計ヲナス事。

第七條 会頭ハ会員ノ内互撰ヲ以テ定ムルモノトス。

第八條 村用掛ハ会頭ノ事務ニ参与シ、協力此会ノ興起ヲ謀ルモノトス。

第九條 会費ハ会員之ヲ負担シ、毎会限り支弁スルモノトス。

第二条で小農談会の村ごとでの設置が強制され、同会で議決したものは半強制的に実施する事を第一条に定めた。

第三条で構成メンバーを村内の直接耕作者及び有志者とし、第四条で二回以上の開設とした。談話項目は特に決めないとしながら第五条であげられているもの他、勸業会・農談会で議決されたものが含まれる。即ち上位諸会での議

決の徹底が意図されているのである。この会則は村内の直接耕作者をいわば強制的に組織する事によって末端までの勸業政策の浸透を目的としたものである。⁽³⁴⁾

明治十九年における農談会での議題を企救郡と粕屋郡にとつた。⁽³⁵⁾

企救郡―(春期) ①酒粕と焼酎粕トノ養分質問応答、救済貯蓄ノ為メ粟蒔付談話②猫車ノ談③共進会出品ノ談④前

年春期決議実施報道ノ件⑤米麦貯蔵方ノ件⑥會員実験上ノ談話。

(秋期) ①稲虫駆除ノ談②米穀改良ノ談③八県共進会出品ノ談④企救郡共進会並ニ交換会ノ議⑤救荒散ノ談⑥骨粉肥料ノ談⑦煙草栽培法ノ話⑧會員実験上ノ説話。

粕屋郡―①稲作及製米改良ノ件②各村貯蓄普及ノ件③養蚕業拡張ノ件。

松下デフレ下での農家衰退の状況の中で、農家救済と貯蓄奨励に関する議題が含まれている点に両郡とも特徴があるが、企救郡では肥料、農具、諸作物の技術改良、共進会・品評会の開催等の議題と共に会員からの自由な実験上の談話がなされている(内容不明)⁽³⁷⁾。粕屋郡での議題は②の問題が本年の特殊的なものとして除けば、①③共に福岡県下での農事改良の重点施策であった事は本稿第四節で明らかにした。

3、共進会・品評会

共進会・品評会は、明治政府の殖産興業策の一環として、国産増産↓輸出増大↓輸出入不均衡の是正↓外貨獲得↓富国強兵という構図のもとに開催が企図されたものである。明治十二年の「共進会創設ノ主旨」⁽³⁸⁾では、その事を次のようにのべている。「我国ノ形勢ヲ察スルニ、千歳鎖國ノ民心動モスレハ小靖ニ安スルノ因習ヲ脱セス、外交開ケンヨリ以降輸出入常ニ平均ヲ失シ、金銀貨幣ノ外出スルモノ日一日ヨリ減少セス、以テ我利源ノ衰状ヲ来サントス。若

シ此ノ如クニシテ之レヲ匡濟振興スルノ策無シハ、一國ノ命脈タル國産ハ年一年ヨリ其衰耗ヲ増添スル亦論ヲ俟タス。殖産貿易ノ艱難ナル蓋シ今日ヨリ甚シキハ無シ。……今、ニ方テ之ヲ鼓舞競争セシメ、我良産ヲ増殖シ、我製法ヲ改良シ、其出ルモノハ、益之ヲ出シ、其入ルモノハ、愈々之ヲ減シ、大ニ富強ヲ図ルハ、邦家ノ大計ニシテ、一日モ忽諸スヘカラサルノ急務タリ」。以上の事を遂行する方法として「国内著名ノ物産ニ就キ適當ノ期節及地勢ヲ撰ヒ、漸次一物毎ニ毎地同種ノ製産ヲ一場ニ集メ、其業ニ熟練ニシテ名望アルモノヲ各地ニ撰ヒ、之レヲ審査委員ニ奉ケ、……各物毎ニ其性質・効用ニ由リ細カニ節目ヲ設ケテ之ヲ審査シ、又平素該業ニ就テ主唱・發明・改良或ハ業務拡張ノ功績ヲモ併セテ調査シ、其拔群ナル有功者ハ之ヲ表スルニ褒賞ヲ以テシ、当業者一般ノ勢力ヲ奨励シ、甲起レハ乙振ヒ、東西相互共ニ殖産改良ヲ競ヒ、國民ヲシテ知ラス識ラス増進ノ域ニ至ラシムル」とした。ここに共進会・品評会の政策的

第13表 全国的各種共進会開催表

開催地	生糸繭製茶共進会	第二回製茶共進会	綿糖共進会	米、麦、大豆、 烟草、菜種共進会
開催年次	明治十二年	明治十六年	明治十三年	明治十五年
開催期間	九月一—十月五	九月一—十月十	二月一—四月五	二月一—三月三
褒賞授与式	10・11	10・9	三・六	三・10
出品人員	(製茶) 八人	三・五三	綿糖 五・〇九三	—
出品点数	(製茶) 一、八八四	四、三九七	綿糖 九・六	三、四三三
褒賞人員	—	六三	砂糖 二・九	三、二五
経費総額	—	—	—	—

(注) ○ 『明治前期勸業專蹟輯録』上巻 四六三頁—四六四頁、所収。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開 (一) (西村 卓)

第14表 府県聯合共進会開催表

開会年月	開会地	関 係 府 県	関 係 品 目
一四・一〇	八王子	神奈川、埼玉、群馬、栃木	繭、生糸、織物
一四・九	札幌	開拓使、新潟、秋田、石川、福井	米、繭
一五・九	甲府	山梨、静岡、愛知、三重	繭、生糸、茶、葉藍
一五・一〇	桐生	群馬、神奈川、埼玉、栃木、福島、山梨、長野	繭、生糸、絹織物、木綿織物
一五・一〇	長崎	長崎、福岡、大分、熊本、鹿児島、沖縄	繭、生糸、茶、砂糖、蠟燭
一五・一一	福井	福井、石川	繭、生糸、麻
一六・二	浦和	埼玉、東京、神奈川、群馬、千葉、栃木	米、麦、大豆、菜種、綿、茶
一六・三	仙台	宮城、福島、秋田、岩手	米、麦、大豆、繭、生糸、麻、漆蠟、砂糖
一六・一〇	大阪	大阪、兵庫、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、和歌山、滋賀、鳥取、福井、石川	繭、生糸、綿織物、紙
一六・一〇	鹿児島	鹿児島、長崎、福岡、大分、熊本、宮崎、佐賀、沖縄	烟草、繭、生糸、砂糖、麻芋、織物
一七・九	新潟	新潟、石川、富山、山形	米、麦、菜種、麻
一七・一一	熊本	熊本、長崎、福岡、大分、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄	綿、麻芋、砂糖、紙、生糸、織物
一七・一	千葉	一府六県	品目不詳
一八・四	千葉	千葉、東京、神奈川、埼玉、群馬、茨城、栃木	米、麦、綿、茶、菜種、煙草
一八・一〇	佐賀	佐賀、長崎、熊本、宮崎、福岡、大分、鹿児島、沖縄	綿、茶、砂糖、錫、繭、生糸、織物
一九・四	千葉	東京、千葉、神奈川、静岡、茨城、福島、宮城	水産物、食用品、肥料及雜用品
一九・五	徳島	徳島、高知、愛媛	砂糖、茶、葉煙草、紙、織物
一九・一〇	広島	京都、広島、兵庫、石川、福井、鳥取、岡山、山口	繭、生糸、綿、織物、茶、紙
二〇・三	福岡	長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	米、蠟燭、茶、繭、生糸、織物
二〇・九	松江	島根、鳥取	繭、生糸
二〇・九	安濃津	静岡、愛知、三重、山梨	繭、生糸、綿、茶

二一・二	大分	大分、長崎、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	繭、生糸、茶、砂糖、織物、鰯
二一・四	水戸	茨城、東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、千葉	米、麦、実綿、煙草、製茶、織物、家禽
二一・九	京都	京都、大阪、兵庫、奈良、三重、愛知、石川、富山、福井、鳥取、岡山、広島、山口、和歌山、徳島、愛媛、高知	薄、生糸、茶、綿、麻、紙、織物、陶漆器
二二・二	宮崎	宮崎、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、鹿児島、沖縄	繭、生糸、茶、砂糖、織物、鰯

(注)。「明治前期勸業事蹟詳録」上巻、四六四頁、所収。

意図とその役割が明確にのべられている。

全国レベルでの共進会・品評会を開催すると共に、府県聯合のものを奨励し、各府県―郡区―村での開催をも奨励して行くのである。明治十二年から同十五年までの全国レベルでの共進会の開催状況を示せば第13表のごとくである。さらに府県聯合共進会の開催状況をあげれば、第14表のごとくである。

福岡県下での共進会・品評会の開催は、以上のような全国的流れの中で、どのようなものであったろうか。まず各年『勸業年報』所収の「勸業事蹟表」によりそれをみてみたい。

明治十三年―十一月、廿日間博物館ニ於テ之ヲ開ク。賞ヲ受ルモノ百八十九人。

明治十四年―(記載なし)。

明治十五年―本年中ハ、企救、御笠、那珂・那珂・席田、怡土・志摩・早良、福岡区等ニ各種共進会起ル。

明治十六年―例ニヨリ御笠・那珂・席田、企救郡ニ米及生糸ノ共進会ヲ開ク。

明治十七年―本会ノ起因ニヨリ、宰府・箱崎・宗像ニ於テ、郡限り共進会ヲ開クノ例トナリ、以降全般ニ及スヘシ。

明治十八年―本年モ御笠・那珂・席田、粕屋、宗像、企救ニ、藍共進会ヲ久留米ニ、米品評会ヲ山門郡ニ、種子交

換会ヲ生葉郡ニ開キ、漸次一般ニ及ハントス。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(二) (西村 卓)

共進会・品評会開催状況

出品々目及び出品数	出品人数	備 考
米穀、生蠶 米 種 博多織57、博多絞33、博多切素麺40、巻掛 生蠶燭37、筆36、陶器35、傘60 17種859 米 種	120余	
稲穂付根付茎46、その他18種	53	
米麦その他48	45	
10種332 米種、繭生糸 西洋農具、玄米、粳、榎、葉煙草、素麵、 大豆、黒豆、干海鼠、干鮑 煙草、藍	210 180	同時に集談会を開催
150 米種320、繭生糸80 米119、麦52、豆108、海産16		
煙草126、藍48		同時に集談会を開催
米、繭生糸		
500余 1282 米その他 米その他	607	
540余種 米165、粟11 稲、繭、煙草、榎実、大豆 130余 437	437	
煙草53、藍8、繭生糸11	91	同時に農談会を開催
80余		

第15表 明治10年代県下各種

開催年月日	名 称	主催郡区村及び開催地
明治13年11月	管内共進会	福岡博物館
同14年 3月15日～25日	第1回米種共進会	御笠・那珂・席田郡、太宰府神社
同年 3月30日	第1回製造物品評会	福岡区、博多行町
同15年	第2回製造物品評会	福岡区
同年 1月	第2回米種共進会	御笠・那珂・席田郡、太宰府神社
同年	米麦外3種及び山林共進会	企救郡
同年10月11日	部落共進会	企救郡大積村他3ヶ村、大積村天疫神社
同年 11月12日	部落共進会	企救郡片野村他11村、大島村小学校
同16年	第3回製造物品評会	福岡区
同年 11月20日～21日	米藟生糸共進会	御笠・那珂・席田郡、太宰府神社
同17年 4月15日～19日	物産品評会	粕屋郡、箱崎八幡宮
同17年 9月28日	第1回煙草藍品評会	粕屋郡12ヶ村、同郡戸原村
同年 4月15日～22日	米大豆綿粟4種共進会	宗像郡、同郡東郷村会議所
同年 11月15日～30日	米藟生糸共進会	御笠・那珂・席田郡、太宰府神社
同18年 3月	米麦豆類海産共進会	粕屋郡、箱崎八幡宮
同年 8月20日～29日	製藍葉藍共進会	久留米赤松社、久留米篠山神社
同年 9月28日・10月6日	第2回煙草藍品評会	粕屋郡、同郡戸原村・青柳村
同年	共進会	上座・下座・夜須郡
同年 11月15日～12月6日	米藟生糸共進会	御笠・那珂・席田郡、太宰府神社
同年	麥大豆小豆藟共進会	怡土・志摩・早良郡、志摩郡今宿
同年 12月1日	俵米共進会	怡土・志摩郡有志、怡土郡横浜
同年	共進会	怡土郡満吉村他7ヶ村
同年	共進会	早良郡片江村他7ヶ村
同年 11月11日～20日	稲粟品評会	山門郡
同年 11月24日	米粟共進会	怡土郡石崎村他7ヶ村
同年 12月1日～2日	共進会	企救郡、小倉極楽寺
同19年 3月24日～4月9日	米麦豆類煙草共進会	粕屋郡、箱崎八幡宮
同年 10月1日～3日	品評会	粕屋郡、同郡戸原村・宇美村・新宮村
同年 3月	第2回米麦菜種榎実砂糖藟6種共進会	宗像郡、同郡東郷村会議所

明治10年代における地方勸業機構の形成と展開(一)(二)(西村 卓)

四七(七二二)

<p>凡600</p> <p>1800余 米159、蒭110、緋91</p> <p>400数十</p>	<p>米156、蒭94、 緋22</p>
---	--------------------------

明治十九年—各郡共進会ハ漸次振起シ、人民モ大ニ其益ヲ感シ、出品來觀者共其數ヲ増シ、競進奮勵ノ勢アリ。

明治二十年—各郡共進会ハ一年一年其數ヲ増シ、又共進会ヲ開設シ得サル郡ハ農産品評会等ヲ開キ、大ニ当業者ヲ振起奮勉セシムルノ活法ヲ開ケリ。

福岡県下における共進会・品評会の嚆矢は、明治十三年博物館で開催されたものであった。これは明治十三年秋期勸業大集会での開催決議にもとづくものである。『事蹟表』では明治十四年が空白になっているが、**第15表**にみられるように、同年には御笠・那珂・席田三郡の聯合共進会及び福岡区で製造物品評会が開催されている。明治十五年には、この他に企救郡及び怡土・志摩・早良郡に各種の共進会が起り、十年代を通じ序々に県下全域に拡がり、明治二十年には「各郡共進会ハ一年一年其數ヲ増シ」ている様子がうかがえる。共進会・品評会開催の状況を第15表にまとめた。『事蹟表』に対応した増加傾向を知る事ができる。

福岡県下での共進会・品評会は、前述のような政府勸業政策の一環としての共進会開催の意図に即しながら、且つより直接当業者の勸業要求に合致した形で開催されて行った事は言うまでもない。明

同年	11月10日～13日	米麦2種共進会	宗像郡、同郡赤間村・下西郷村・田島村
同年	12月12日～13日	改良米品評会	嘉麻・穂波郡、穂波郡川津村
同年	12月18日～24日	米蘆餅共進会	三潞郡、同郡若津町
同年	12月	共進会	治土・志摩・早良郡
同年		俵米共進会	早良郡片江村他7ヶ村、同郡原村他6ヶ所、治土郡満吉村他7ヶ村
同年		共進会	企救郡
同年	2月21日～3月31日	8県聯合共進会	福岡県、福岡共進館
同年	11月	米穀共進会	鞍手郡
同年	12月初旬	米麦藨生糸大小豆綿 燗実鯛共進会	治土・志摩・早良郡
同年	12月～16日	米藨生糸共進会	御笠・那珂・席田郡、福岡共進館
同年	12月15日～16日	農産物共進会	宗像郡神湊村他11ヶ村

(注) ○各年『福岡県勤業年報』をもとに、『福岡日々新聞』記事により補足作成した。

治十七年四月開催の宗像郡米・大豆・綿・粟四種共進会において渡辺大書記官は共進会をとらえて次のようにのべた。「凡ソ物産ノ改良ヲ謀リ繁殖ノ道ヲ需ムルヤ其法一ニシテ足ラズト雖トモ、蓋シ共進会ヨリ簡且ツ便ナルハナシ」⁽³⁹⁾。また明治十八年十一月の山門郡の稲粟品評会開催に当り、品評会を郡当局は次のようにとらえている。「只農事ノ改良進捗ヲ謀ラサル可カラサルモ、久シク旧慣法ニ感染セル農民ヲシテ一時ニ改良ノ途ニ勧誘セント欲スルモ、容易ニ行ヒ得ヘキ事ニアラサレハ、第一着ニ共進会・品評会・農談会等ノ如キモノヲ開設シ、漸次奨励誘導スルニ若クナシ」⁽⁴⁰⁾。このような目的にもとずき開催する事により、「郡内人民モ大ニ競争改進ノ意思ニ傾向」⁽⁴¹⁾するものと考えたのである。

また一般農民のより多くの参加をみるために種々の工夫がなされた。明治十九年三月の宗像郡での六種共進会⁽⁴²⁾は、申告書の調製煩勞と区域が広範囲であった事により、全都で六〇余品の出品に過ぎなかった事から、申告書の簡易化と全郡の三区分割により、同年十一月十日より赤間村・下西郷村・田島村で各々三日間開催した。この事によりその出品総数はおよそ六〇〇品にも及び、「其感覺一層深キヲ加エ、稍本会ノ衰頹ヲ挽回スルニ至レリ」というものであった。

共進会・品評会ともそれぞれの受賞者を、例えば明治十九年三月開催の粕屋郡のように、⁽⁴³⁾一等四人、二等九人、三等五人、四等五五人、五等一〇一人に分け、それぞれ賞与物として一等平鍬一ヶ、二等伊予鍬一ヶ、三等唐鍬一ヶ、四等厚鍬一ヶ、五等薄鍬一ヶを与えた。

これらの審査員には「其業ニ熟練ニシテ名望アルモノ」⁽⁴⁴⁾を選び、山門郡では「戸長・老農数名」を充てている。こ⁽⁴⁵⁾でも以上の目的を達成するために老農的地方名望家がその役割をはたしているのである。

- (1) 『福岡県勸業年報』第四回(明治十四年)所収「各郡区勸業年報」参照。
- (2) 勸業会・勸業委員設置以前の郡区村での形成と展開は、第2項「農談会」、第3項「共進会・品評会」でふれたので参照願いたい。
- (3) 『福岡県勸業年報』第七回(明治十七年)・第八回(同十八年)所収「郡区勸業年報要領」参照。
- (4) 「宗像郡勸業会則」(『福岡県勸業月報』第四二回、明治十七年十一月、所収)より引用。
- (5) 以上参照した資料は以下の通りである。「御笠・那珂・唐田三郡各村勸業会々々則」(『福岡県勸業月報』第四〇回、明治十七年九月、所収)、「宗像郡勸業会々々則」(同前第四二回、明治十七年十一月、所収)、「生葉・竹野二郡勸業会規則」(『福岡県勸業年報』第七回、明治十七年、所収)、「田川郡勸業会々々則」(同前第八回、明治十八年、所収)、「鞍手郡勸業会々々則(案)」(鞍手郡宮田町「本松家文書」所収)、上妻・下妻郡に関しては「福岡県勸業年報」第九回、明治十九年、所収「同郡年報」を参照した。
- (6) 「勸業委員設置準則」第一条(本稿第六節所収)。
- (7) 『福岡県勸業月報』第四一回(明治十七年十月)、所収。
- (8) 『福岡県勸業月報』第四〇回(明治十七年九月)、所収。
- (9) 田川郡の場合、「田川郡勸業委員設置規則」(『福岡県勸業月報』第四二回、明治十七年十一月、所収)によれば、二つの勸業区に同郡を分割し、それぞれに勸業委員一名を設置した。
- (10) 勸業委員設置以降、彼らからの通信が「月報」にしばしば掲載されており、従来から設置されていた勸業通信委員以外に、彼らが同制度の一端を担っていた事がうかがえる。各郡区では通信委員と勸業委員とが重複する場合があるのか、明治二十年三月開催の勸業諮問会で「勸業委員ヲシテ勸業通信委員ヲ兼シメ」る事が問題となっている。
- (11) 『福岡県勸業月報』第七四回(明治二十年七月)所収「各郡農況」記事より引用。
- (12) 福岡市早良区重留「林家文書」所収資料。

- (13) 『福岡県勸業月報』第三六回(明治十七年五月)所収。
- (14) 同前第四七回(明治十八年四月)所収。
- (15) 「本郡勸業会ハ明治十年之ヲ開設シ、爾後年々開會セシ」(『福岡県勸業年報』第六回、明治十六年、所収「穀手郡勸業年報」より引用)とある。この勸業会は言うまでもなく、明治十七年以降郡区で設置されて行くものとは異なり、穀手郡独自のものであり、農談会的色彩を多分に持ったものと思われる。
- (16) 『経済学研究』第三六卷第五・六号所収。
- (17) 同前六五頁。
- (18) 同前九七頁。
- (19) 同前九九頁。
- (20) 同前九九頁。
- (21) 同前一〇〇頁。
- (22) 同前一〇三頁。
- (23) 同前一〇三頁。
- (24) 同前一〇九頁。
- (25) 『福岡県勸業年報』第四回(明治十四年)所収「各郡区勸業年報」より引用。
- (26) 同前参照。
- (27) 同前より引用。
- (28) 同前より引用。
- (29) 同前参照。
- (30) 同前参照。
- (31) 『福岡県勸業年報』第五回(明治十五年)所収「郡区勸業年報要領」より引用。
- (32) 同前所収「農談会規定」第八条より引用。
- (33) 『福岡県勸業年報』第九回(明治十九年)所収。
- (34) 農談会の決議が一つの強制力を持っていた事は次の例にも示される。「稲作根付ハ農談会申合により夏至迄に皆作せり」(『福岡県勸業月報』第七四回、明治二十年七月、所収、「田川郡通信員伊藤吉衛報」より引用)。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(二)(西村 卓)

- (35) 『福岡県勸業年報』第九回(明治十九年)所収「企救郡年報」参照。
- (36) 同前「粕屋郡年報」参照。
- (37) 同年での談話内容は不明であるが、同郡の明治十七年の秋期農談会では①茄子栽培について②蔬菜類の栽培について③害虫駆除について等八名が談話を行なっている(『福岡県勸業月報』第四三回、明治十七年十二月、所収記事による)。
- (38) 『明治前期勸業事蹟輯録』上巻、四六八頁、四六九頁、所収。
- (39) 『福岡日々新聞』明治十七年四月二十三日付記事より引用。
- (40) 『福岡県勸業年報』第八回(明治十八年)所収「山門郡年報」より引用。
- (41) 同前第九回(明治十九年)所収「粕屋郡年報」より引用。
- (42) 同前所収「宗像郡年報」参照。
- (43) 同前所収「粕屋郡年報」参照。
- (44) 注(38)より引用。
- (45) 御笠郡乙金村の高原謙次郎は御笠・那珂・席田郡の勸業主任郡書記であり、長年農事改良に情熱をもちた所有田畑九町歩程の手作地主であった。彼は明治十年代における三郡聯合の共進会等で審査長を継続してつとめている。彼の略歴等については拙稿「明治二十年における一老農の農事巡回―福岡県老農高原謙次郎の京都府農事巡回について―」(近刊予定)参照。

八、おわりに

明治十年代福岡県における勸業機構の形成と展開は、明治十一年の勸業掛の設置、勸業大小集会の開設、勸業通信委員制度(当初は農業通信)の設置に始まり、明治十三年の県会による勸業掛、勸業大小集会の廃止のもとでも、県及び郡区一村では独自の機構を生み出していった。明治十六年五月における農商務省第一三号達をうけて、県でも同年十二月に「勸業諮問会規則」「勸業会及勸業委員設置準則」の布達及び論達を行ない、その機構の整備を急速に進めたのである。県下各郡区では明治十七年、同十八年にかけて続々と勸業会と勸業委員の設置が進み、それに伴ない農談会・共進会・品評会の開設、従来からみられた郡区ではその整備、さらに本稿ではふれなかつた種子交換会等が、

郡区役所の役割を強化しながら、村段階にまで下って形成展開されていったのである。この機構は、その要点に勸業篤志者Ⅱ老農的¹地方名望家を配置し、彼らの情熱と技術及び在地指導性に依拠し、彼らに農事改良、勸業政策の遂行を代替して行く事により、言わば彼らの活動の「受け皿」となったものである。こういった機構の形成が上からなされて行くという形式性を持ちながら、それが郡区―村にまで実質的に機能しながら展開して行った事は、下からのふつふつとした勸業要求が深く根強く存在している事の証明であり、ここにこそ老農的¹地方名望家の活動の基盤があったのである。

明治十年代から同二十年代にかけての時期は「老農時代」と呼ばれ、各地で老農の隆盛な活動がみられたのであるが、彼らの活動の場Ⅱ受け皿としての以上のような勸業機構の形成と展開の分析を経てこそ、その内実を持ち得る時代規定である事を忘れてはならない。

さらに言えば、この時代は周知のように「國權と民權の相剋」と評されるごとく、自由民権運動の時代でもあった。それゆえ、この時期の勸業法制や機構を治安対策的なものと把握する事により、同運動の行きついた結果を説明しようとする論議を生んだのである。しかしこの結論を導びく前に、もう少し勸業機構の形成と展開の実態を府県さらには郡村段階にまで下って具体的に把握する事から始めねばならないのではないだろうか。本稿第六節でみた明治十八年の臨時諮問会の内容は、皮相な論議の空虚さを教える好例ではないだろうか。そうする事により、新たに自由民権運動期と老農時代という二重の性格を持ったこの時代の総合的理解をはたし得るのではないだろうか。